

平成 17 年度
音楽著作権等の資産評価手法と
当該著作権を用いた資金調達に関する調査研究
報告書

音楽著作権等の資産評価手法と
当該著作権を用いた資金調達に関する調査研究会

本報告書は、外部有識者等による検討成果をとりまとめたものです。本報告書における意見は、検討にご協力いただいた個人に属し、特定の企業、団体、個人の公式見解を示すものではありません。



利用の際は必ず下記サイトを確認下さい。

www.bunka.go.jp/jiyuriyo

※ただし、資料編の「著作権契約書（FCA/MPA フォーム）」または「原盤供給契約書（MPA フォーム）」を契約書として使用するためにコピーする場合は、（社）音楽出版社協会の許可を得る必要があります。

◇◆◇ 目 次 ◇◆◇

I. 調査の目的	1
II. 調査概要	2
1. 委員構成	2
2. 研究会開催概要	4
3. 調査全体の流れ	5
III. ビジネスモデルの現状と課題	6
1. ビジネスモデルの現状	6
2. ビジネスモデル上の課題	13
3. 音楽著作権等の資産評価手法	15
IV. 音楽著作権等を用いて資金調達する際の法律上及び実務上の諸問題	24
1. 音楽出版社による資金調達における課題	25
2. レコード製作者による資金調達における課題	49
V. 実現の可能性のあるスキームとその課題について	64
1. 音楽出版社が資金調達する場合	65
2. レコード製作者が資金調達する場合	74
VI. まとめ	83

<資料編>

I. 調査の目的

音楽産業においては、主力商品である CD の生産量が減少する一方、音楽 DVD の生産量が増加しており¹、また、インターネットを利用した音楽配信、携帯電話を利用した「着うた」サービス等に対するニーズが高まっている。音楽コンテンツの一層の流通促進に向け、このような音楽コンテンツの新たな用途開発が期待されているが、そのための資金を確保するにあたっては、近年、知的財産権を活用した資金調達が目立っている。

知的財産権を活用した資金調達については、知的財産推進計画でも奨励されているところであるが、資金調達方法を考える上で最も基本となる知的財産権の資産価値については、多くの分野においてその評価手法が確立されているとは言えない。また、一定の評価手法が存在する分野についても関係者の経験等に負うところが多く、その手法が客観的に整理されているとは言えない。これらのことから、今後この分野での資金調達の多様化を図るためには、評価手法の確立が待たれるところである。

音楽の分野における著作権等の評価手法については、古くから著作権等の管理団体が利用者に利用許諾を与え、使用料を徴収し、著作権者に分配するという手法が定着しているため、過去に分配されたロイヤリティ収入実績が各作品が生み出す収益の予測に役立つこともあり、例えば映画などの分野に比べて比較的進展している面もある。しかしながら、他方では資金調達にあたっては資金調達者（権利者）と資金提供者（投資家等）という単純な関係ではなく、著作権等管理事業者や他の権利者（作家、実演家等）など複雑な関係者が存在し、一体となって音楽ビジネスのビジネスモデルを構成している。そのため、これらの関係者が著作権、著作隣接権、またはそれらから生じるロイヤリティ債権等をベースに資金調達する際に、他の主体（上記の各関係者）との間で生じる問題点についても整理することが、円滑な資金調達システムを構築するために必要となっている。

以上の点から、音楽に関係する著作権、著作隣接権にかかる資産評価手法を確立し、資金調達システムを構築する場合における問題点を整理することを目的として、調査研究を行うものである。

¹ CD の生産数量は 2003 年に 6 年振りに前年の水準を上回ったものの、2004 年には前年比 4% 減の 3 億 226 万枚・巻（金額ベースでは前年比 5% 減の 3686 億円）と再び減少した。音楽 DVD は、数量で前年比 13% 増の 3356 万枚、金額で前年比 2% 増の 518 億円と増加している。（『日本のレコード産業 2005』社団法人日本レコード協会）

II. 調査概要

本調査研究は、音楽産業、音楽著作権、金融等に関わる有識者計 11 名による研究会方式にて実施された。下記に、調査研究会の委員構成と開催概要、調査全体の流れを示す。

1. 委員構成

本研究会の委員構成は下記の通りである。

<座長>

○松田政行 弁護士・弁理士・青山学院大学法科大学院教授

<委員>

(法律専門家)

○市村直也 弁護士

(音楽出版社)

○朝妻一郎 (株) フジパシフィック音楽出版代表取締役会長

○秀間修一 (株) シンコーミュージックエンタテイメント取締役著作権部長

○竹内 一 渡辺音楽出版(株) 取締役著作権部長

(レコード会社)

○佐久間救(まもる) (株) ソニー・ミュージック・エンターテイメント
チーフ・ジェネラル・マネージャー

(作家)

○伊藤アキラ 音楽家

○向谷 実 音楽家 (株) 音楽館代表取締役

(管理事業者)

○菅原瑞夫 (社) 日本音楽著作権協会常任理事

(金融機関)

○北 康利 みずほ証券株式会社 インベストメントバンキングプロダクツ
グループ 制度・ニュービジネス担当部長

○山下 孝 中央三井信託銀行 融資企画部 企画グループ主席調査役

(以上敬称略、肩書きは平成 18 年 3 月 31 日現在)

<事務局>

甲野 正道	文化庁 長官官房 著作権課	課長
川瀬 真		著作物流通推進室長
木村 哲規		著作物流通推進室 室長補佐
片桐 広志		著作物流通推進室 企画調査係長
鈴木 育乃		著作物流通推進室 企画調査係
澤 伸恭	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社	
		公共経営・公共政策部 客員研究員
福井 健太郎		公共経営・公共政策部 主任研究員
井筒 憲司		公共経営・公共政策部 研究員
徳永 結子		公共経営・公共政策部 アシスタント

2. 研究会開催概要

下記に、各回の主な議題を示す。

	主な議題
第1回	<ul style="list-style-type: none">・ 調査研究の概要について・ 研究会の進め方について・ 委員各位の問題意識について
第2回	<ul style="list-style-type: none">・ 委員プレゼンテーション・ プレゼンテーション内容に関する議論
第3回	<ul style="list-style-type: none">・ 委員プレゼンテーション・ プレゼンテーション内容に関する議論
第4回	<ul style="list-style-type: none">・ 委員プレゼンテーション・ プレゼンテーション内容に関する議論
第5回	<ul style="list-style-type: none">・ 委員プレゼンテーション・ プレゼンテーション内容に関する議論・ 音楽著作権等を用いた資金調達における課題に関する議論
第6回	<ul style="list-style-type: none">・ 課題に関する論点の整理・ 音楽著作権等を用いた資金調達における課題に関する議論・ 今後の進め方について
第7回	<ul style="list-style-type: none">・ 検討すべき資金調達スキームについて・ 資金調達スキーム別の課題について
第8回	<ul style="list-style-type: none">・ 音楽出版社の資金調達におけるスキーム別課題について・ レコード製作者の資金調達におけるスキーム別課題について
第9回	<ul style="list-style-type: none">・ レコード製作者の資金調達における課題について (第8回の続き)・ 実現の可能性のあるスキーム (案) について・ 報告書骨子について
第10回	<ul style="list-style-type: none">・ 実現の可能性のあるスキーム (案) について・ 報告書 (案) について

3. 調査全体の流れ

本調査は、下記のプロセスに沿って実施された。

(1) ビジネスモデルの現状と課題の抽出

まず、委員各位に作家、音楽出版者、レコード会社、著作権等管理事業者²、金融機関、法律専門家等それぞれの立場から、音楽ビジネスに関わる現状の取組、音楽著作権等の資産評価手法、ビジネスモデル上の課題等についてプレゼンテーションを行ってもらい、それをもとに研究会の場で議論を行った。

(2) 著作権等を用いた資金調達においてベースとする権利別の課題の整理

上記(1)を踏まえ、著作権等を用いた資金調達においてベースとする権利(著作権・著作隣接権、著作権使用料・印税収入等の分配請求権等)ごとに想定される法律上及び実務上の諸問題について整理した。

(3) 著作権等を用いた資金調達スキームとスキーム別の課題の検討

上記(2)を踏まえ、著作権等を用いて資金調達を行う具体的なスキームを下記8通りに分類し、各スキームにおいて想定される法律上及び実務上の諸問題について検討した。

- ・音楽出版社が著作権をベースに信託方式で資金調達する場合
- ・音楽出版社が著作権使用料の分配請求権をベースに信託方式で資金調達する場合
- ・音楽出版社が著作権を担保に融資を受ける場合
- ・音楽出版社が著作権使用料の分配請求権を担保に融資を受ける場合
- ・レコード製作者が原盤に係る各種権利をベースに信託方式で資金調達する場合
- ・レコード製作者が各種請求権をベースに信託方式で資金調達する場合
- ・レコード製作者が原盤に係る各種権利を担保に融資を受ける場合
- ・レコード製作者が各種請求権を担保に融資を受ける場合

(4) 実現の可能性のあるスキームの検討

上記(1)～(3)を踏まえ、比較的实现性のあるスキームを具体的に検討し、資金調達モデルを提案した。

- ・音楽出版社が著作権使用料の分配請求権をベースに信託方式で資金調達するスキーム
- ・音楽出版社が著作権使用料の分配請求権を担保に融資を受けるスキーム
- ・レコード製作者が原盤権または各種請求権をベースに信託方式で資金調達するスキーム
- ・レコード製作者が原盤権または各種請求権を担保に融資を受けるスキーム

² 本報告書においては、著作権等管理事業者として主に社団法人日本音楽著作権協会(以下、JASRAC)を想定して記載している。

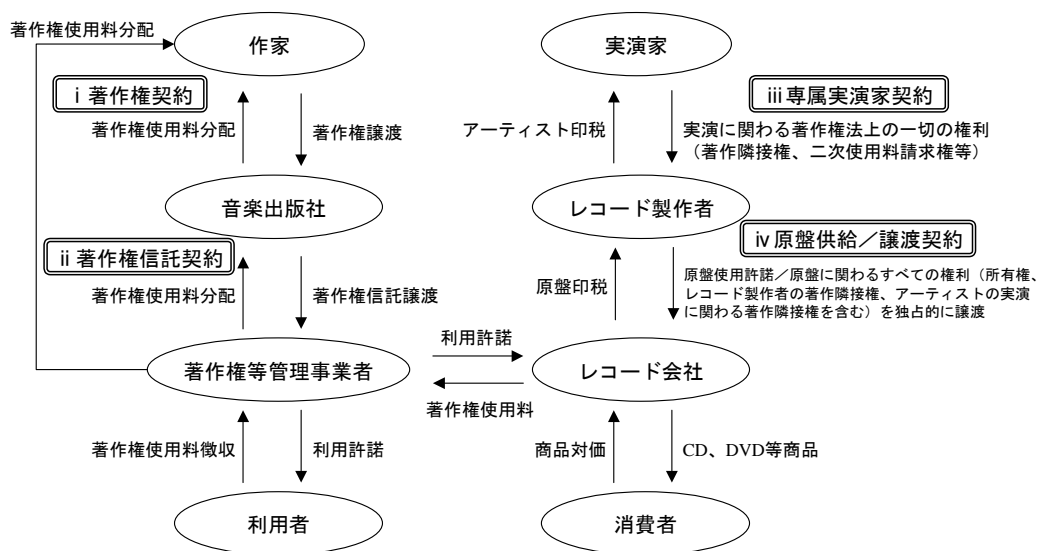
III. ビジネスモデルの現状と課題

ここでは、音楽ビジネスにおいて各主体間で結ばれる契約内容と権利・権利使用料等の流れを整理するとともに、ビジネスモデルの現状とその課題、音楽著作権の資産評価手法等について検討する。

1. ビジネスモデルの現状

音楽ビジネスにおける各主体間での契約とそれぞれの契約における権利・権利使用料等の流れは、概ね下記のように整理できる。以下では、それぞれの契約の概要を説明する。

＜各主体間での契約内容（契約ごとの権利・権利使用料等の流れ）＞



＜各権利譲渡契約の比較＞

	著作権契約	著作権信託契約	専属実演家契約	原盤譲渡契約
契約当事者	作家 音楽出版者	作家・音楽出版社 著作権管理事業者	実演家・プロダクション レコード会社	原盤制作者（音楽出版者・プロダクション等） レコード会社
目的	著作物の利用開発	利用許諾その他 著作権の管理	原盤の利用	原盤の利用（CD等の製作・頒布）
譲渡対象権利	著作権	著作権	著作隣接権（実演家）	著作隣接権（実演家・レコード製作者）
譲受人自身の著作物等利用	あり	なし	あり	あり
譲渡人に対する支払内容	自己利用分については使用料相当額（定価の10%） 管理団体から受領した使用料は契約に定めた取分率（各1/2等）に応じて分配	徴収した使用料から管理手数料（6%～25%）を控除して受益者に分配	CD等の販売実績に印税率（数%）を乗じたアーティスト印税 第三者に原盤の利用許諾をしたときは、その使用料の20%等	CD等の販売実績に印税率（10数%）を乗じた原盤印税 第三者に原盤の利用許諾をしたときは、その使用料の50%等
期間満了・債務不履行解除以外の契約終了事由	譲受人の破産・解散	譲渡人の無理由解除 譲渡人の破産・解散等	なし	なし
権利の復帰の有無	譲渡人に復帰	譲渡人に復帰	復帰せず	復帰せず

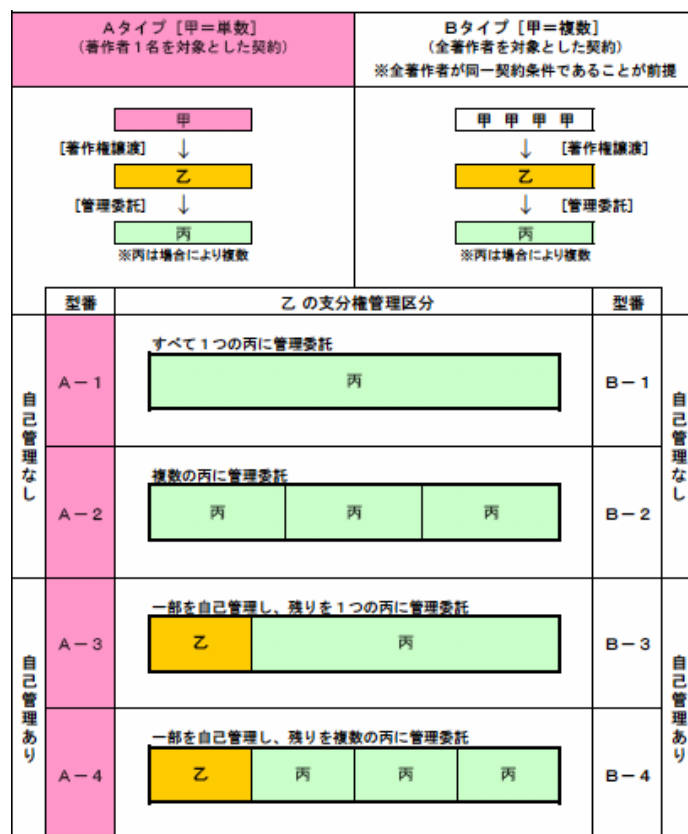
出典）第5回配布資料 5-1「市村委員プレゼンテーション資料」を基に作成

(1) 著作権契約【i】

作家（作詞者、作曲者等の著作者）が有する著作権（財産権）を音楽出版社に譲渡する契約。著作権の譲渡を受けた音楽出版社は、著作権者の立場で楽曲の権利行使を行い、譲渡の対価として作家に著作権使用料を支払う。

ほとんどの音楽出版社は、2001年10月の著作権等管理事業法施行に伴い著作者とも検討を重ね完成させた新MPA統一契約書（FCA・MPAフォーム）を使用している。本契約書により、契約の目的、地域及び期間、著作権管理の方法、著作権使用料の分配割合（作詞あるいは作曲のみの場合、全体の分配率は1/3～1/4の間で決められる）等を取り決める。地域及び契約期間については、実際には全世界、10年（自動更新10年）となる場合がほとんどであるが、著作権の存続期間・保護期間となる場合もある。本契約書は著作者1名を対象とした契約（Aタイプ）と全著作者を対象とした契約（Bタイプ）に分かれ、作品の管理方法（管理を委託する著作権管理事業者が単数／複数と、自己管理の有無の組合せ）の違いによりそれぞれ4種類に分かれる。

<著作権契約書の分類>



出典) 社団法人音楽出版社協会「著作権契約書 書式概要」より抜粋

著作権契約書を締結後、契約内容に従い JASRAC 等の著作権管理事業者に作品届を提出する。

このように、日本では大半の作家は既存の音楽出版社と著作権契約を結んでおり、米国のように作家が音楽出版社を兼ねている例は少なく、作家自らが音楽出版社を兼ね、著作権管理を行うという選択肢が広く認知されているとは言えない。ただし、自らの音楽出版社をつくる意向を持つアーティストは増えており、近年ではアーティストの持つ音楽出版社と既存の音楽出版社とで共同出版を行う例も増えている。海外の楽曲を管理する場合には、海外の音楽出版社との間でサブ・パブリッシング契約を結ぶ場合もある。

<参考>

○共同出版契約

楽曲の著作権を 2 社以上の音楽出版社が共同管理する目的で締結する契約。著作者と著作権譲渡契約をしている音楽出版社が代表出版社として楽曲管理の窓口となり、契約の割合に応じて共同出版社に著作権使用料を分配する。

現在では、プロモーションにおいて特に効果が期待されることから CM、映画、テレビ番組、ラジオ番組、雑誌等とのタイアップが重視されており、その観点から共同出版という形態が取られる。日本の音楽出版社にはプロダクション系、放送局系、レコード会社系、楽譜出版社系、映画会社系等があり、楽曲のプロモーション等の状況に応じて共同出版の権利関係が構成される場合が多い。海外では、著作者ごとに音楽出版社がついていることが多く、著作者間のシェアにより共同出版となる場合が一般的である。

○サブ・パブリッシング契約

日本の音楽出版社が、作家と著作権契約を締結している海外の音楽出版社（Original Publisher：以下 OP）と契約し、OP が管理する楽曲を日本（あるいはその周辺諸国）で下請出版社（Sub Publisher：以下 SP）として管理する。

契約の形態については、曲別（1 曲、1 曲の 50%等）、カタログ（OP 全体の全曲、特定アーティストの全曲等）、オプションル（カタログ中数曲）等があり、また出版権（Printing）のみの契約もある。

契約地域については、基本は日本であるが、香港、台湾、シンガポール、マレーシア、中国、韓国等、東南アジアを含むケースも多くなってきている。

契約期間については、3 年というケースが最も多い。

契約条件については、下表のように支分権ごとに細かく決めていく。

支分権	契約条件（OP への支払分）
出版権（Printing）	自社出版（ピース）は小売定価の 10～20% ピース以外の楽譜については楽曲数の按分により小売定価の 10～20%
他社出版物（Sub-licensed Publication）	JASRAC からの受領額の 60～90%
演奏権（Performance）	音楽出版社取分の 6/12 の 60～90% 残りの 6/12 については、JASRAC から海外の作家の所属する著作権管理団体に直接配分。

録音権 (Mechanical)	JASRAC からの受領額の 75～90%
映画録音権 (Synchronization)	JASRAC からの受領額の 60～90%
貸与権 (Rent als)	JASRAC からの受領額の 60～90%
その他	

また、契約においては、アドバンス（不返還前払い金）を支払うのが一般的である。アドバンスは、OP に支払われる印税から相殺していく。

逆に、日本の音楽出版社が日本で管理する楽曲を海外の音楽出版社に管理してもらう場合は OP・SP の立場が逆になる。

このように OP とサブ・パブリッシング契約を締結後、契約内容に従い JASRAC 等の著作権管理事業者に作品届を提出する。

（２）著作権信託契約【ii】

著作権契約により作家から著作権の譲渡を受けた音楽出版社は、JASRAC 等の著作権管理事業者に著作権管理を委託する。JASRAC に委託する場合は、著作権信託契約を結ぶこととなる。著作権管理を委託された JASRAC は、利用者に対し楽曲利用を許諾し、利用者から使用料規程に基づき著作権使用料を徴収し、委託手数料を控除して音楽出版社に分配する。ただし、作家が JASRAC 会員である場合、演奏権に関しては作家取分を直接作家に分配する。

JASRAC の場合、原則として委託者からすべての著作権を預かって管理するが、一部の支分権を管理範囲から除くことも可能である。具体的には、下記の支分権、利用形態ごとに自己管理をする、他の著作権管理事業者に管理を委託する等の選択もできる。音楽出版社が一部の支分権、利用形態を自己管理している楽曲については、音楽出版社が利用者に対し楽曲利用を直接許諾し、著作権使用料を徴収する。

＜管理委託範囲の区分＞

①演奏権等	②録音権等		③貸与権	④出版権等
	⑤映画への録音	⑥ビデオグラム等への録音		
	⑦ゲームソフトへの録音	⑧コマーシャル送信用録音		
	⑨放送・有線放送			
	⑩インタラクティブ配信			
	⑪業務用通信カラオケ			

1 支分権の区分

- ① 演奏権、上演権、上映権、公衆送信権、伝達権及び口述権（ただし、⑨から⑪までに規定する利用形態に係る権利を除く。）
 - ② 録音権、頒布権及び録音物に係る譲渡権（ただし、⑨から⑪までに規定する利用形態に係る権利を除く。）
 - ③ 貸与権（ただし、⑨から⑪までに規定する利用形態に係る権利を除く。）
 - ④ 出版権及び出版物に係る譲渡権（ただし、⑨から⑪までに規定する利用形態に係る権利を除く。）
- 2 利用形態の区分（ただし、日本国内における権利に限る。）
- ⑤ 映画への録音
 - ⑥ ビデオグラム等への録音（ただし、⑤又は⑦に該当するものを除く。）
 - ⑦ ゲームソフトへの録音
 - ⑧ コマーシャル送信用録音
 - ⑨ 放送・有線放送
 - ⑩ インタラクティブ配信（ただし、⑪に該当するものを除く。）
 - ⑪ 業務用通信カラオケ

出典) 第3回研究会における菅原委員プレゼンテーション資料、JASRAC「著作権信託契約約款」を基に作成

＜参考＞

○相互管理契約

委託契約により作家、音楽出版社から著作権管理を委託された著作権等管理事業者は、

海外の著作権管理団体との相互管理契約により、海外での互いの管理楽曲（レパートリー）の利用許諾・使用料徴収を相互に請け負う。

国際条約で権利が保護されていても、日本で外国曲を利用する際に、利用者自身はその都度アメリカやフランスの著作権者に個別に手続するのは困難であるため、団体間が相互管理契約を結ぶことによって、日本国内で外国の音楽を利用する場合も、日本の作品と同じように JASRAC への手続をもって利用することができる。

米国以外の団体からは基本的に「排他的許諾権」が、相互管理契約によって JASRAC に付与されていると言える。

<JASRAC と相互管理契約を締結している団体数（2005年7月5日現在）>

演奏権：96 団体 79 ヶ国 4 地域（仏領ポリネシア／仏領ニューカレドニア／香港／台湾）

録音権：74 団体 64 ヶ国 4 地域（同上）

（3）専属実演家契約【iii】

実演家が行う実演を収録して制作した原盤の独占的利用を目的として、レコード製作者が実演家（または実演家が所属するプロダクション）から実演に関わる著作権法上の各種権利（録音権・録画権・放送権・有線放送権・譲渡権・貸与権・送信可能化権等の著作隣接権、二次使用料請求権等）の譲渡を受ける契約。権利の譲渡を受けたレコード製作者は原盤を制作し、「音を最初に固定した者」として、著作隣接権（複製権、送信可能化権、譲渡権、貸与権）及び報酬請求権（商業用レコードの放送二次使用料、貸与報酬、私的録音録画補償金を受け取る権利）を保有する。

実演家には、権利譲渡の対価として、原盤に関わる著作隣接権の存続期間中、原盤を使用して複製・頒布されたレコード及びビデオの税抜価格からジャケット代を控除した金額に一定の印税率を乗じたアーティスト印税が支払われる。また、レコード製作者が第三者に原盤の利用許諾をした場合には、それにより得られた収入の一部が実演家に支払われる。

契約期間については、「最初にレコードを発売した日から 2 年間」等の取り決めがあるが、特に契約終了の意思表示がなければ自動延長され、契約終了後も権利が実演家に復帰しないことが多い。

（4）原盤供給／譲渡契約【iv】

音楽出版社、プロダクション等がレコード製作者となった場合、原盤を使用してレコード・ビデオ等を独占的に複製・頒布することを目的として、レコード会社がレコード製作者と原盤供給契約あるいは原盤譲渡契約を結ぶ。原盤供給契約の場合、原盤に係る各種権利（所有権、レコード製作者の著作隣接権、アーティストの実演に関わる著作隣接権等）はレコード製作者に帰属し、レコード会社に原盤の使用許諾がなされる。原盤譲渡契約の場合には、原盤に関わる上記の権利がレコード会社に独占的に譲渡される。原盤供給／譲渡契約のいずれが採用されるかはレコード製作者とレコード会社との力関係によって決ま

るが、現状では原盤譲渡契約が多く、レコード製作者が保有する権利は契約に基づいてレコード会社に移転する。いずれの場合にも、レコード製作者には、原盤を使用して複製・頒布されたレコード及びビデオの税抜価格からジャケット代を控除した金額に一定の印税率を乗じた原盤印税が対価として支払われる。

レコード製作者は、このようなレコード会社との契約に基づき、共同でアーティストのベスト盤、コンピレーション、カバー等の商品をリリースすることで、原盤の活性化を行っている。近年では、レコード会社と音楽出版社との間もしくは音楽出版社と第三者との間で、新しい原盤利用の流れ（食玩 CD、インターネットでの音楽配信、モバイル配信、CM・映画・テレビ、機内放送、ゲーム、パチンコ・パチスロ等）が見られる。

原盤制作はレコード会社が行うケースが多いが、音楽出版社においても 1961 年に初めて原盤制作を手掛け、現在では主要ビジネスの 1 つとなっている。一方、アーティスト自身が原盤権を持っているようなケースは日本ではまだ少ない。

<参考>

○共同原盤契約

原盤制作にかかる多額の費用のリスク細分化のため、音楽出版社、プロダクション、レコード会社等が共同で原盤制作費用を負担し、共同原盤契約を締結する。以前には契約を締結した各社が著作隣接権を共有し、互いに権利を行使することもあったが、基本的にはレコード会社が著作隣接権を所有する。レコード製作者の共同持分を譲渡するか供給するかは問題にならず、相互の契約条件の中で著作隣接権の受益権について配分を決めている。

一般的には、実演家と専属実演家契約を締結している会社が代表としてレコード会社との契約窓口になる。レコード会社が入っている場合はレコード会社が他社取分を分配し、レコード会社が入っていない場合は、レコード会社との窓口を契約の中で定め、窓口となった会社が他社取分を分配する。

ベンチャーキャピタル等の投資家が共同原盤契約に参加する実例として、株式会社ライツバンクによるミュージックファンドがある。このスキームでは、投資家から 1 口約 1~2 万円で約 100~200 万円を募り、その資金を原資に音源を製作し、製作した CD の販売量に応じて投資家に配当金が分配される。（例：参加アーティストの曲が収録されている CD 付き食玩「ReCD」が北陸製菓株式会社との提携で製品化。）

2. ビジネスモデル上の課題

(1) 著作権契約における問題点と課題【i】

①譲渡目的である「利用開発」の範囲の明確化、内容・結果の説明の必要性の検討

作家は著作権契約において譲渡した自身の楽曲を対象とする利用開発と位置付けているのに対し、音楽出版社は当該楽曲の利用開発だけでなく、新人育成等も含めた全体の開発という捉え方をしており、この点で対立が生じている。

②契約期間に関する検討

作家側は、契約期間を短縮して見直しの機会を設け、十分な利用開発がなされていない場合はより積極的に利用開発に取り組んでくれる音楽出版社と契約を結びたいと考える。一方、音楽出版社側にとっては、契約期間が短いと十分な利用開発ができないこと、利用開発に要するコスト等を回収する見込みが立たないことが懸念される。また、想定外のタイミングで脚光を浴びる楽曲もあることから、可能な限り長い期間（理想的には著作権存続期間中）を希望する。

契約期間は楽曲ごとに定められており、期間満了時には事前に知らせがなく、契約解除を申し出ない限り契約期間は自動的に延長されてしまうため、作家側がすべての楽曲について契約期間を把握していなければならなくなる。契約にあたって契約日を遡る等の慣行があり、契約期間が不確かになる一因となっている可能性がある。

(2) 既存のビジネスモデルにおける作家にとっての問題点等【i】

一般に、作家（権利者）は自らの著作権を積極的に活用しようという意欲が乏しい。そのため、大半の作家にとっては、米国のように作家が音楽出版社を兼ねるケースよりも既存の音楽出版社と著作権契約を結ぶ例が一般的であり、作家自らが音楽出版社を兼ね、著作権管理を行うという選択肢が広く認知されているとは言えない。ただし、自らの音楽出版社をつくる意向を持つアーティストは増えており、近年ではアーティストの持つ音楽出版社と既存の音楽出版社とで共同出版を行う例も増えている。

日本では、作家が協力関係にある音楽出版社との信頼関係に基づいて著作権管理を全面的にまかせるかたちが多いが、今後は作家も著作権管理に関心を持つことが必要であろうと考えられる。一方、作家に自らの著作権の活用を促す機会の提供、働きかけがないことが問題との意見もある。作家が自らの著作権を活用するためには自ら著作権管理を行うことが課題となるが、米国のように作品及び使用料収入の管理等を一括して行うエージェントに管理業務を委託できる状況であれば、実現性が高まると考えられる。

作家が楽曲の利用開発を音楽出版社にまかせる場合でも、利用開発の内容や結果（楽曲ごとの使用料収入の増減等）について詳細なフィードバックを受けていない。慣習上、作家が自由に音楽出版社を選べないため、音楽出版社間で厳しい競争がなく、著作権使用料

の分配割合についての交渉も難しいとの意見があった。反対に、音楽出版社間ではプロモーション能力や使用料分配率等の面でかなりの競争があり、新人作家が最初に著作権契約を結ぶ際には自由に出版社を選ぶことは難しいが、契約満了時には次の契約を巡って出版社間で競争となるとの意見もある。現状では、（商品になる前段階の）著作権自体の流通市場がないため、音楽出版社を介さず著作権を流通させることは困難である。

（３）パッケージビジネスに代わる新たなビジネスモデルへの取組

パッケージビジネスは 1998 年のピーク時（オーディオ総生産金額：6,075 億円）と比べて 2004 年には約 60%（同 3,774 億円）の水準（1980 年代並）まで落ち込んでおり、下げ止まり感を感じられない。特に、邦楽の売上は著しく減少している。

有料音楽配信売上はオーディオ（パッケージ）総生産の 10%を占めており、今後ますます伸張する見込みである。特に、携帯電話でのビジネスが急成長している。最初は着メロから始まったが、レコード会社として着うた（原盤音源そのものを配信）でビジネス化に成功し、着うたフル、待ちうけ、着ムービー等のビジネスが、一部パッケージビジネスの落ち込みをカバーし始めている。PC ベースでの配信は、対応機器の普及状況によるが、今年度から伸びる可能性が高い。

このように、新しい音楽の楽しみ方がなければ楽曲の利用は伸びない。音楽を利用するための適切な機器（特にモバイル端末）の普及に伴い、音楽に対するニーズは高まる。パッケージビジネスにこだわらず、新たなメディアに対応した楽曲の届け方に対応しなければならない。有料配信の成長により、著作権使用料全体の収入は 1998 年以降伸び続けている。

また、個人向けのプロ・ツールズ等による楽曲制作コストの大幅な低減により、ユーザとアーティストの距離が近付くことで、楽曲の売り方や収入源等の多様性が高まっている。楽曲制作が身近になることにより、音楽に対する需要がさらに高まると考えられる。

3. 音楽著作権等の資産評価手法

(1) 音楽著作権等の資産評価における留意点について

音楽著作権の資産評価には、著作権を活用することで今後もたらされる収益の評価と、同様に生じる債務の評価といった2つの側面がある。

収益予測については、著作権がもたらす年平均の著作権使用料収入（年平均 NPS³を用いる）を過去数年間の実績から算出し、特定の年数を掛け合わせた総額（一定期間における年平均 NPS の総額）で評価がなされる。

債務については、著作権契約における作家への著作権使用料の分配や、プロモーション契約上のプロデューサーに対するプロモート印税の支払い等の義務について、精査する必要がある。

著作権等の資産評価にあたって、売り手となる音楽出版社の顧問会計士等がこれらの契約関係を精査した上で権利・義務を明確にし、それ以外の義務が存在しないことを証明してくれることが望ましいが、実際には難しい。

① 評価対象とする作品、権利についての検討

音楽コンテンツを制作前に評価することは困難であるため、公開後数年が経過し、ある程度収益実績が参照できるようになった既存作品を評価対象とすべきである。

音楽コンテンツの制作費は作品単体では小さいので、複数の作品をまとめてどう評価するかが重要である。ジャンルの異なる複数の楽曲をまとめる等、リスク分散を図れるようにポートフォリオをつくることが重要となる。著作権契約の残存期間が異なる複数の楽曲が含まれるカタログの売買を行う場合には、カタログに含まれる（売買の対象となる）楽曲ごとにそれぞれの著作権契約の残存期間に応じて異なる倍率（年平均 NPS の何年分とするか）を設定する必要がある。

資産評価手法として DCF 法を適用するには対象とする権利がもたらすキャッシュ・フローを安定的に予測できなければならない。そのために、著作権・著作隣接権がどのようにキャッシュ・フローに影響するかを把握し、キャッシュ・フローを安定化させるためにどの権利を含めなければならないかを検討する必要がある。

② 著作権の資産価値評価の客観性確保

近年、メディアの増加や古い楽曲の盛んな再開発に伴う音楽著作権の利用機会の増大により、米国で取引される著作権の資産価値評価における年平均 NPS の倍率は下記のように上昇傾向にある。

1960年代： 年平均 NPS × 5

³ net publisher share。音楽出版社が利用者や著作権等管理事業者等から受領した著作権使用料の総額から作家や共同出版社等分配請求権を有する者に対する支払を控除した残額。

1970年代：	年平均 NPS	×	5～6	
1980年代：	年平均 NPS	×	8～10	
1990年代：	年平均 NPS	×	10～13	
現在	：	年平均 NPS	×	15～18

また、米国の働きかけによって東欧、東南アジア諸国においても著作権関連法制度が整備されたことにより、米国以外の地域から得られる収益が増えている。さらに、著作権使用料の値上がり、著作権保護期間の長期化等も著作権の価値を高める要因となっている。今後も、インターネットでの音楽配信、インターネット広告の利用が盛んになることで利用機会が拡大しており、課金手段が確立されれば、著作権の資産価値はさらに高まる見込みである。（ただし、上記の倍率が適用されるのはスタンダード・ポップに限られ、流行のサイクルが短いカントリー&ウエスタンやヒップ・ホップ等では、倍率が低くなる。）

これに対して、日本では取組が遅れており、投資家に米国並の水準での倍率設定を受け入れてもらうことが難しい。（国内では年平均 NPS の約 5 倍、海外のカタログ購入時には約 10～20 倍とされることが多い。）

日本でも音楽著作権が適切に資産評価されるよう、直近の 3 年間における NPS の推移（上昇／横這い／下降）によって、NPS の倍率をどのように設定するか、ガイドラインを示せるとよいと考えられる。また、格付機関のような著作権の資産評価機関が必要である。

③契約における著作権侵害発生時の対応に関する取り決め【i】

音楽著作権を資産として評価する場合、著作権侵害の有無がキャッシュ・フローに影響を及ぼすはずなので、侵害があった際の取り決め等をどこまで契約（投資契約／著作権契約）等に含めることができるかも検討する必要がある。

④新しい音楽流通インフラに対応した評価手法の検討

音楽業界においては流行の変動が激しく、近年では着うた、着メロ、ゲーム、パチスロ等利用形態が多様化しており、既存の評価方法では対応が困難であると考えられる。既存のメディアや販路だけでなく、新しいインフラ等をも前提とした資産評価の方法等も検討すべきである。

⑤音楽著作権の資産評価における使用料収入データの活用

公開後数年が経過し、ある程度収益実績が参照できるようになった既存作品であれば、著作権使用料収入は極めて安定している。場合によっては長期的に安定的な収益を生み出す音楽著作権もあるので、リスクの少ない投資対象となる可能性がある。

著作権の資産評価にあたって JASRAC の著作権管理システムが重要な役割を果たしている。著作権が利用され、使用料の分配実績がヒストリカルデータで示されることによって、資産価値評価の参考となる。既に市場に出回り、著作権使用料収入の安定した楽曲について

て資産評価するのであれば、プライバシー情報や守秘義務に留意する必要があるが、正確なデータを開示することは可能であるため、評価においてもっと活用すべきである。

キャッシュ・フローが安定的に予測できる場合には基本的には DCF 法を用いたインカムアプローチが適当である。コストアプローチ（原価法）は、楽曲そのものを創作するコストとその売上に相関関係がないために適切でなく、マーケットアプローチ（市場価格法）は音楽著作権の流通市場が確立していないため適用できない。

<参考：知的財産権の一般的評価方法>

1) コストアプローチ（原価法）

当該知的財産を再製もしくは代用した場合におけるコストをベースに算出するもの。当該知的財産の再製コスト（研究開発、広告、販売促進、市場取引など）から、発明時と現在における経済的・機能的・技術的な劣化分を差し引いた価格が評価額となる。

2) マーケットアプローチ（市場価格法）

類似の知的財産をほぼ同じ条件下で購入した際の価格をもとにするもの。

3) インカムアプローチ（DCF 法）

知的財産の残された権利存続期間中に獲得されるキャッシュ・フローの価値に焦点をあてたもの。発生するキャッシュ・フローから、想定し得るリスクや相場変動分を差し引き、その後、割引率で現在価値に引きなおす。

応用形としては、時間の経過とともに変動するリスクを考慮するリアルオプション価格決定法がある。

出典）第 4 回配布資料 4-3「北委員プレゼンテーション資料」を基に作成

⑥原盤権の評価における再開発のタイミングの見極め

原盤権について、複数の楽曲をまとめてみると、発売後 3 ヶ月を経過しパッケージ商品としての価値が急激に低下してからは、比較的長期的に収益が安定する。また、原盤権の価値評価にあたって特徴的なのは、ヒット前には資金需要は大きいリスクも大きく、楽曲ヒットの後には資金需要は少なくリスクもほとんどないことである。

原盤のカタログとしての価値は専門的見地からはある程度評価可能なので積極的に取り組むべきであるが、カタログの価値を高めるためには、単なる再発ではなくコンピレーション企画等何らかの仕掛け（再開発）が必要であり、それをユーザに普及させるための人材が必要となる。しかも、ベストアルバムの発売やコンピレーションへの収録等再開発のタイミング、リバイバルヒットの有無等の予測は非常に難しい。一方で、再開発がなされない前提で資産評価を行っておけば、再開発がなされた場合に原盤印税収入が予測を上回ることになり、それについては問題ないため、再開発のタイミングを見極める必要はない

との意見もあった。

(2) 資産評価の事例

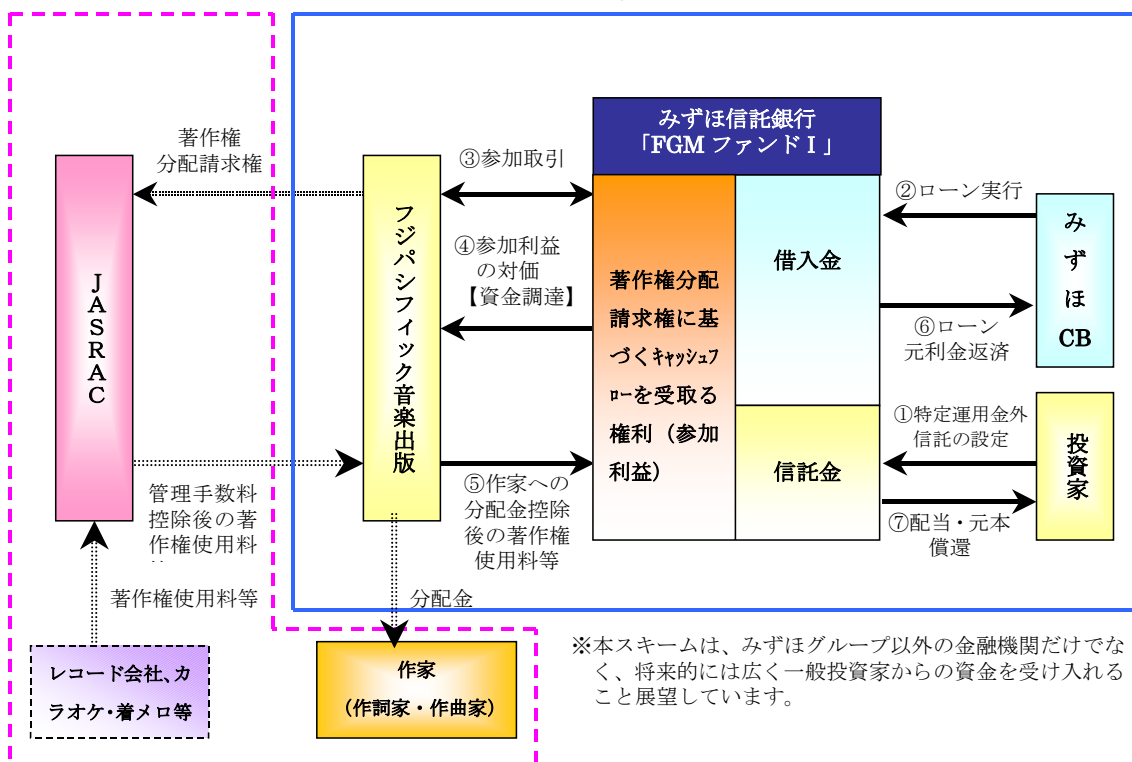
①株式会社フジパシフィック音楽出版による資金調達の実例

a) 概要

株式会社フジパシフィック音楽出版（東京都港区、朝妻一郎社長）は、みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行と協働して、同社が保有する加藤和彦／北山修「あの素晴らしい愛をもう一度」、オフコース「愛を止めないで」、ベッツィ&クリス「白い色は恋人の色」等の1970年代日本のフォークロック期の名作を中心とする約400曲の音楽著作権が生み出す将来キャッシュ・フローを基にしたファンドを組成し、資金調達を実現した。

b) スキーム

<スキーム図>



出典) 第2回配布資料 2-3「朝妻委員プレゼンテーション資料」より抜粋

スキームの説明

- ①投資家は、みずほ信託銀行（株）（以下「MHTB」）に対して、（株）フジパシフィック音楽出版（以下「FP」）が保有する著作権分配請求権への参加取引⁴を運用目的として、特定運用金外信託（以下「FGM ファンド I」）を設定。
- ②（株）みずほコーポレート銀行（以下「CB」）は、MHTB の FGM ファンド I に対して、

⁴債務者（JASRAC）と債権者（FP）との間の権利、義務関係を移転、変更せずに、原債権にかかる経済的利益とリスクを債権者から参加者（信託勘定）に移転させる契約。権利、義務関係の移転が行われないため、当然、第三者対抗要件も具備せず。

ノンリコース・ローンを実行。

- ③MHTB は、FP との間で「オフコース」・「加藤和彦」に関する著作権分配請求権を対象とする参加取引を行い、「参加利益」を取得。
- ④MHTB は、FP に対して、「参加利益」の対価（借入金+信託金）を支払う。
- ⑤FP は、JASRAC から受領した管理手数料控除後の著作物使用料等から、作家（作詞家・作曲家）への分配金を差引いた金銭を、MHTB に支払う。
- ⑥まず、MHTB は、FP から受領した金銭でみずほ CB にローンの元利金の返済を行う。
- ⑦次に、MHTB は、投資家に配当・元本償還を行う。

c) ファンド金額の算出方法（＝資産評価）

本事例における音楽著作権の資産価値は、当該著作権がもたらす年平均の著作権使用料（年平均 NPS⁵を用いる）の 5 年分の値として評価された。

○ファンド金額 [A] の算出方法

作家 A 氏（JASRAC 会員）宛での支払額の年平均の 1/4 を有形 NPS と見なし、かつその金額に演奏権分として 50%分を上乗せした額を合算し FP 社 NPS として推定。

過去 10 年間における作家への年間平均支払額	65,778,896
推定 FP 取分（有形）（＝作家取分×1/4）	16,444,724…A
推定 FP 取分（演奏権）（＝A×1/2）	8,222,362…B
計（＝A+B）	24,667,086＝約 25,000,000…C
ファンド償還可能額（C の 5 年分）	125,000,000

（単位：円）

○ファンド金額 [B] の算出方法

作家 B 氏（JASRAC 非会員）と FP 社は 50/50 の契約をしているので、作者取分＝FP 社 NPS となる。

過去 9 年間における 1 期（3 ヶ月）あたり平均支払額	6,163,107…A
年間（A×4）	24,652,431…B
ファンド償還可能額（B の 5 年分）	125,000,000

（単位：円）

A、B それぞれの償還可能額は 5 年間で計 250 百万円と見込まれたが、第三者対抗要件が

⁵ net publisher share。音楽出版社が利用者や著作権等管理事業者等から受領した著作権使用料の総額から作家や共同出版社等分配請求権を有する者に対する支払を控除した残額。

確保されていなかったこと、オリジネーターである音楽出版社と JASRAC の信用力を切り離せていなかったこと等のリスク要因を勘案し、実際には安全率 80% を乗じた 200 百万円をファンド総額として設定した。

d) 運用実績

1 年間（2005 年 5 月末まで）に JASRAC から支払われた著作権使用料は、A、B を合わせた当初の年間予想額である 50 百万円を上回る 66.3 百万円となり、ファンドの設定期間 5 年に対して 3 年程度での償還を見込んでいる。

FGM ファンド 1 号 サマリー

		ファンド (A)	ファンド (B)	計	償還金（保証利息+信託報酬を組み入れたもの）
累計額		35,253,868	31,047,875	66,301,743	68,396,757
2004 年	8 月末	10,882,160	5,391,176	16,273,336	17,096,356
	11 月末	10,442,477	7,577,594	18,020,071	18,480,242
2005 年	2 月末	6,276,453	8,150,270	14,426,723	14,842,869
	5 月末	7,652,778	9,928,835	17,581,613	17,977,290

②米国音楽出版社及びその海外子会社のカタログ購入の事例（1987 年）

○購入したもの：当該カタログの OP の地位＝契約時点で OP が保有している楽曲の契約地域における音楽出版権⁶（著作権使用料受領権及び作家への支払義務を含む）

○契約地域：日本を含む東南アジア 8 カ国

○SP 契約との違い

1) 契約期間が長い

・ SP 契約…2～3 年が普通

・ 本事例のケース…作家と OP との契約期間と同一（著作権存続期間中の契約が多い）

2) 著作権使用料の取分が多い

・ SP 契約…15～25%が普通

・ 本事例のケース…SP 取分+OP 取分を収受できる

（例）SP から OP への分配率が 75% で、OP から作家への分配率が 50% の場合、OP は SP の契約地域で発生した著作権使用料の 37.5%（OP 受領額の 50%）を作家に支払うことになるので、62.5%（SP 取分 25%+OP 取分 37.5%）が取分となる。ただし、作家との契約における著作権使用料分配基準が「AT SOURCE ベース⁷」の場合、OP は

⁶作家と著作権契約を締結して著作権者となり、楽曲をプロモーションし、利用を許諾し、著作権使用料を徴収し、作家に分配するビジネス（音楽出版ビジネス）を行う権利。

⁷OP が作家に著作権使用料を分配する際の基準となる金額を使用料の発生額とすること（著作権管理団体の管理手数料は控除可能な場合が多い）。これに対し、OP が受領した金額を基準とす

作家に発生額の 50%を支払う必要があるので、取分は 50%となる。いずれにしても通常の SP 契約より取分が多い。

○購入金額交渉時に考慮した要素 (=資産評価)

- 1) 契約地域における直近数年間の NPS⁸…カタログ全体及び主要楽曲 (スタンダード楽曲) の NPS を算出する。
- 2) 作家との契約の期間…主要楽曲について調査。長いほど良い。
- 3) 著作権使用料の今後の収入見込み…全体の NPS に占める主要楽曲の NPS の割合。スタンダード楽曲は NPS の変動が小さいため、当該楽曲の割合が多いほど安定した収入が見込める。

※1) により交渉の基礎となる年間 NPS を算出し、2) と 3) により年間 NPS の何倍 (何年分) を購入金額とするか交渉。(10~20 倍となることが多い。)

③米国音楽出版社の日本子会社買収の事例 (1988 年)

○購入したもの：日本子会社の株式 (日本子会社は日本を含む東南アジア 8 カ国における SP の権利を持っている。)

※契約時点で OP が保有している楽曲のみ対象。その後の新曲については通常の SP 契約を締結。

○①の事例との違い：OP の権利は取得していない。

○SP 契約との違い

- 1) 契約期間が長い (各楽曲の著作権存続期間中)
- 2) 子会社なので SP 取分の割合が多い

○購入金額交渉時に考慮する要素 (=資産評価)

※NPS は SP 取分のみとなるが、①の事例と同様。

<参考：(海外の) カタログ購入に際しての問題点・疑問点 (今後明確にすべき点) >

○外国に支払う購入金額は課税か非課税か

日本で納付する税金が購入者負担の場合、課税の有無は重大である。上記②の事例のケースは購入時に納税し、その後国税局での検討の末非課税扱いとなったため還付を受けることができた。しかし、確たる基準がないと思われる。

○購入金額を経理上償却できるか。できるとしたら償却年数は。

減価償却の可否は大きな問題である。上記③の事例のケースは株式の取得のため償却できないのは明確 (投資有価証券として B/S に計上)。上記②の事例のケースは減価償却することができた (国税局の数回の税務調査でも指摘なし) が、確たる基準がないと思われ

ることを「receipt ベース」という。OP の国内で発生した使用料に関しては違いがないが、外国で発生した使用料を分配するときに違いが出る。

⁸本事例の場合は SP と OP の両方の NPS が取分となる。

る（何を購入したのか。営業権の譲渡か繰延資産か）。なお、純粋な著作権の譲渡（買収）に係る取得価格は減価償却できない（著作権は非減価償却資産）。

○作家と OP との契約をどう安定化するか

- 1) 上記②、③の事例のケースで OP が倒産したら取得した権利はどうなるのか
- 2) アメリカ著作権法における終了権⁹やイギリス著作権法における復帰権¹⁰のような日本にはない制度の影響

⁹ the right of termination。アメリカ著作権法において認められている著作者の権利。著作者がその著作権を譲渡または利用許諾した場合に、一定期間経過後、著作者が一方的にその権利付与を終了させる権利。譲渡契約または利用許諾契約における終了権の不行使特約は無効。1977年12月31日までになされた権利付与は発行後56年または1978年1月1日のいずれか遅い時点から5年間に、また、1978年1月1日以後になされた権利付与は権利付与の35年後から5年間に終了させることができる。権利付与が終了しても、権利付与期間中に作成された二次的著作物については権利付与が継続される。（山本隆司著「アメリカ著作権法の基礎知識より」）

¹⁰ reversionary right。イギリスの1911年の著作権法に基づき、1956年以前の楽曲に限り、著作者の死後25年経過後は何ら手続きを要せず、相続人が音楽出版社から楽曲の著作権の返還を受けられる権利。（MPA音楽著作権管理者養成講座テキストⅡ「音楽出版業界外国語用語集」より）

IV. 音楽著作権等を用いて資金調達する際の法律上及び実務上の諸問題

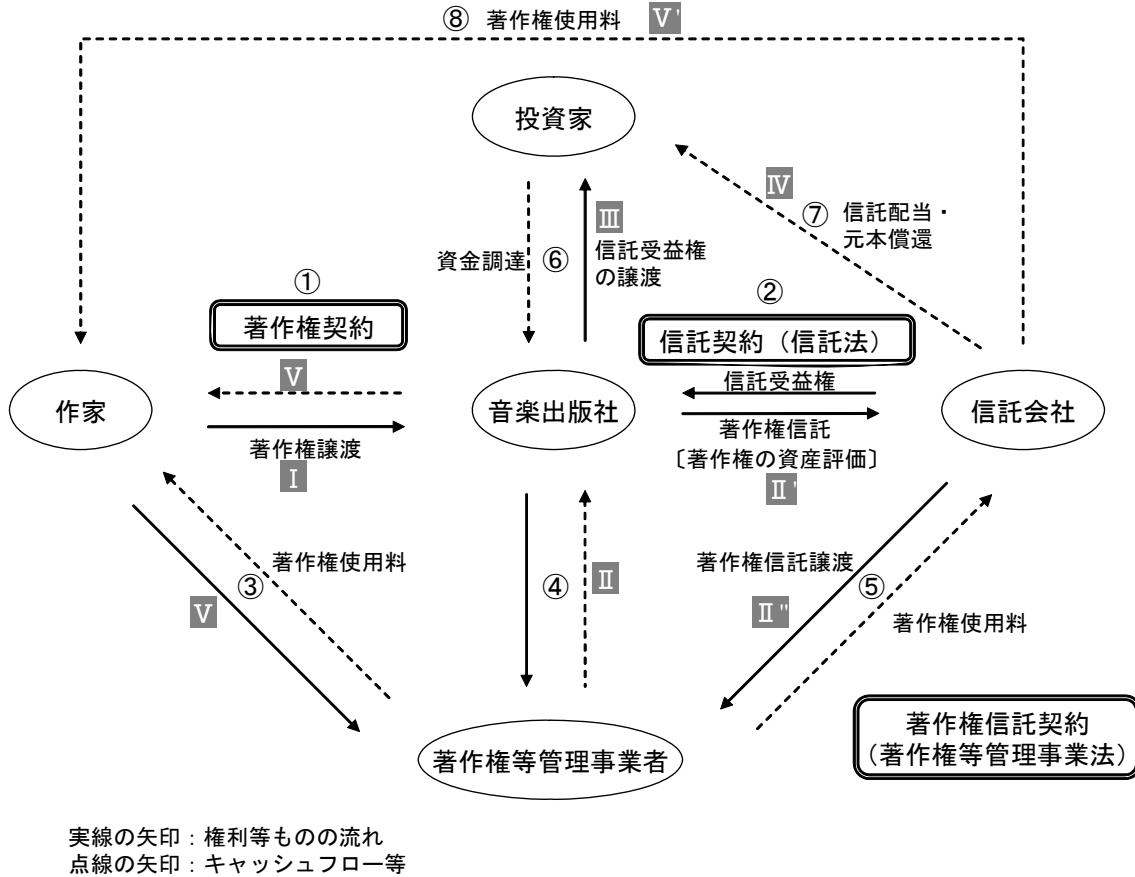
ここでは、音楽ビジネスに携わる関係者ごとの資金調達ニーズ、想定される調達規模等を踏まえ、特に検討の必要性が高いと考えられる音楽出版社及びレコード製作者による資金調達について、その法律上及び実務上の諸問題を検討した。

関係者	調達ニーズ	調達規模	対象権利	調達手法	解決すべき課題	検討ニーズ
作家（個人著作権者）	小	小	著作権	融資		△
				信託		△
			分配請求権	融資		△
				信託		△
音楽出版社（著作権者）	有	小～大	著作権	融資	1. (3)	○
				信託	1. (1)	○
			分配請求権	融資	1. (4)	○
				信託	1. (2)	○
レコード製作者	有	小～大	原盤に係るすべての権利	融資	2. (3)	○
				信託	2. (1)	○
			各種請求権	融資	2. (4)	○
				信託	2. (2)	○
著作権等管理事業者	無	-	-	-		×
			-	-		×

※「解決すべき課題」は次ページ以降の見出し番号に対応している。

1. 音楽出版社による資金調達における課題

(1) 著作権をベースに信託方式で資金調達する場合



I：作家は、音楽出版社に著作権を譲渡する。

II：音楽出版社が著作権等管理事業者と著作権信託契約を結んでいる場合は、一旦解除する。

II'：音楽出版社の著作権を資産評価する。音楽出版社は、信託会社に著作権を信託し、信託受益権を取得する。

II''：信託会社は、著作権等管理事業者に著作権を信託譲渡し、著作権使用料の分配を受ける。

III：音楽出版社は、II'の信託受益権を投資家に譲渡して、資金を調達する。

IV：信託会社は、運用の成果を信託配当・信託元本の償還として投資家に支払う。

V～V'：作家が著作権等管理事業者と著作権信託契約を結んでいる場合は、そのまま著作権使用料の分配を受ける。作家が著作権等管理事業者と著作権信託契約を結んでいない場合、音楽出版社に代わって信託会社から作家へ著作権使用料の分配を行う。

①作家と音楽出版社との関係

a) 資金調達の目的の明確化

音楽業界で資金調達が必要となる理由については、著作権を持つ作家が納得できるよう

調達した資金の使途を明らかにすることが重要である。下記 b) にあるように、資金調達にあたって著作権を信託設定あるいは担保設定するためには、対象となる作家の承諾を得る必要があり、その前提としてなぜ資金調達が必要か説明が必要となる。

音楽出版社において現状で想定される目的としては、「国内外の楽曲・カタログを購入するため」の資金調達が最も現実的である。その他、下記のような意見もあった。

<資金調達の目的の主な例>

- ・音楽の新しい用途・楽しみ方を可能とする仕組みをつくるための設備投資
- ・コンテンツの有効活用、用途や使い方等の工夫により異なるアウトプットを出す取組
- ・大規模な音楽スタジオの設立、大規模なイベントの開催、海外市場での事業展開等
- ・流行、国・地域に合わせて既存楽曲をアレンジすることで利用機会を拡大し、楽曲の価値を高める等、新たな市場を作り出す取組
- ・著作権の流動性を高めるため（ハードメーカー等と協力して、権利保護しつつより精緻に使用料を分配できる仕組みをつくる等）
- ・新人アーティストが自らの音楽著作権で調達した資金で原盤を製作

b) 音楽出版社から第三者への著作権譲渡に対する作家の承諾の条件、作家側メリットの検討

著作権契約において、一般に作家は「作品の利用開発を図るために著作権管理を行うことを目的として」（FCA・MPA フォーム）出版社に著作権を譲渡していることから、資金調達を目的に著作権等管理事業者以外の第三者に当該著作権を移転することは想定していない。従って、著作権を第三者に移転することについて、一般的には、それが著作権契約の内容に反することになるため、作家の承諾が改めて必要となる。

作家に承諾を得るためには、まずスキーム全体を明らかにし、作家がその可否を判断できるよう前提条件を示す必要がある。その際、作家と出版社の信頼関係の上に著作権契約が成り立っている我が国の現状を考慮すれば、新しい事業に使われる音楽著作権を提供する作家の作品の利用・開発は当然出版社が継続して行うことが最低限の条件であり、それに加えてより一層利用・開発が促進されるといった具体的なメリットがあれば、承諾を得やすくなる。

新しい事業の収益が著作権を譲渡した作家に還元されず、作家に具体的なメリットがあるかどうか明確でない場合（海外のカタログを購入する等）は、何らかの方法で作家にメリットを提供することが望ましい。例えば、多くの楽曲をベースに資金調達する場合、使用料収入が実際に増加した楽曲の増加分を、著作権使用料収入が増える等の影響がなかった残りの楽曲の著作権者にも配当として還元すれば、理解を得られる可能性がある。

具体的にどのように作家に承諾を得るかについては、まだ著作権をベースとした資金調達は一般的ではないので、著作権契約の標準契約書に第三者への譲渡が可能となるよう条項をあらかじめ盛り込むことは、作家の理解を得にくいと考えられる。この点を勘案する

と、多数の作家の作品を対象として個別に承諾を得るのは困難なので、必然的に特定の有力作家の安定した使用料収入実績のある作品に限定して資金調達のベースとすることになる。ただし、作家単位でその作品をベースとした資金調達を行うとすると、調達資金の規模が小さくなる恐れがある。一方で、見返りがなくとも承諾してもらえそうな作家だけでも協力してもらい、まずはこのような試みについて実績を広めていくことが必要との意見もあった。

自ら音楽出版社を持っている作家の場合、通常の使用料収入に加えて新たな事業から得られる収益が分配されるのであれば、自己責任ですべての著作権を譲渡する可能性もある。既に音楽出版社を持っている作家が自ら新しい事業に取り組むようになれば、出版社を持っていないが有力作品を多数持っている作家も、自らの著作権使用料の分配請求権を資金調達のベースに加え、新しい事業に参加する（新しい事業から収益分配を受ける）試みも促進されるとの意見もあった。

c) 音楽出版社が著作権譲渡後もその利用開発を行うインセンティブの検討

作家は音楽出版社に著作権使用料の再分配だけでなく利用開発を期待して著作権契約を結んでいるため、著作権自体が移転しても利用開発が継続されるのでなければ作家の承諾は得られない。そこで、音楽出版社が著作権を譲渡してからも当該著作権の利用開発を出版社が続けることが必要になるが、円滑な償還を実現するために利用開発をより一層推進するためのインセンティブを検討する必要がある。

音楽出版社としては、対象楽曲の利用開発により使用料収入が増え、償還が早まればその分早く著作権が戻ってくるという取り決めにしておくことで、早く戻ってきた分だけ著作権を運用できるというメリットが生じるため、著作権譲渡後も利用開発に取り組むインセンティブが働く。信託会社から出版社へ手数料を支払って楽曲の利用開発等の業務を委託する場合、著作権使用料収入の増減に応じて歩合制にしておけば、出版社が利用開発に積極的に取り組む動機となり得る。

d) 著作権契約における音楽出版社倒産時の取り決めの見直し

著作権契約書においては、音楽出版社が破産宣告、解散決議を行った場合、契約が解除されたものとみなされ、契約終了時には著作権が作家に帰属するとされている。

<著作権契約書における音楽出版社倒産時の取り決め>

第 20 条：(1)乙（音楽出版社）が次の各号のいずれかに該当した場合には、この契約は、当然解除されたものとみなします。

- ①破産の宣告
- ②会社の解散決議

第 21 条：契約期間の満了または契約の解除によりこの契約が終了した場合には、本件著作権は、当然甲（作家）に帰属するものとします。

出典）著作権契約書（FCA・MPA フォーム：A-1）より抜粋

信託会社、投資家としては、出版社が倒産した場合に譲渡されたはずの著作権／分配請求権（信託財産）がなくなってしまうということであれば問題である。従って、出版社が倒産した場合にも、何らかのかたちで作家と信託会社との関係を組み立てられるようにしておけるよう見直しが求められる。

著作権そのものについて作家と出版社それぞれの持分を明確にすることが可能であれば、出版社持分のみを信託譲渡あるいは担保設定（出版社がデフォルトになった場合でも売却される著作権は出版社持分だけに限定）し、出版社が倒産した場合には作家持分のみが作家に戻る取り決めになれば作家にとっても問題ない、との意見もあった。その場合、作家としては、素性のわからない相手と著作権を共有することになってもよいかどうか検討が必要となる。

e) 著作権（分配請求権）の信託設定、担保設定を可能とする取り決めの検討

著作権またはその分配請求権を信託設定あるいは担保設定するためには、著作権契約において、譲渡された著作権の分配請求権を資金調達のベースとする可能性があることを明記しておかなければならない。

②音楽出版社と信託会社との関係

a) 評価対象とする作品、権利についての検討

評価にあたって DCF 法を適用するためには使用料収入が途切れず安定している必要がある。従って、公開後数年が経過してある程度収入実績が参照できるようになり、一定以上の著作権契約期間が残っている既存作品を評価対象とすべきである。契約期間については、金融商品としては 3～5 年が目安となり、期間の短い商品としてどう設計するかが課題である。著作権契約期間の残りが 10 年の作品の場合には、10 年では長すぎてリスクが大きいので、例えば 5 年経過した時点で 1 度見直しを行い、5 年×2 回の商品とする等の検討をすべきである。

また、資金調達規模を考えると複数の著作権をまとめて資金調達のベースとするので、複数作品の評価方法、リスク分散を図れるようなポートフォリオをつくる方法についても検討する必要がある。契約期間が異なる複数の楽曲が含まれるカタログの売買を行う場合には、カタログに含まれる（売買の対象となる）楽曲ごとにそれぞれの著作権契約の残存期間に応じて異なる倍率（年平均 NPS の何年分とするか）を設定する必要がある。また、信託契約の期間中に著作権契約の期間が切れることのないよう、例えば著作権契約期間の残りが 10 年以上の作品のみひとまとめにし、リスクを勘案して使用料収入の年間総額 6～7 年分として価値評価するのが現実的である。

b) 著作権（または著作権使用料の分配請求権）の資産価値評価の客観性確保（評価時／信託契約時）

新作の場合、旧作の場合それぞれにおいて、著作権の資産価値を客観的に評価し、投資家が納得する価値評価を行う必要がある。また、信託会社としては、音楽出版社が倒産した場合に、音楽著作権が適正な価格で取引されたことを主張でき、否認権の行使を回避できることが重要である。

この点について、日本公認会計士協会がガイドラインを設けてもらうことで、適正な価格で取引されたことを示すことが可能となる。例えば、直近の3年間におけるNPSの推移（上昇／横這い／下降）によって、NPSの倍率をどのように設定するか、ガイドラインを示せるとよい。同様に、格付機関のような著作権の資産評価機関、著作権の資産価値（芸術的価値でなく経済的価値）を評価できるプロの目利きも必要とされている。

また、資産評価が必要となる際には必ず（資産評価した上で）買い取る音楽出版社が存在することで、市場価格の形成を通じて客観的な資産評価がなされる。ガイドラインや格付機関が確立していない現状において、実際に権利を売買する場合には、一旦業界内の他の事業者が購入した権利を当該事業者から購入する、業界内の複数の事業者により入札を行う等何らかの方法により、適正価格を形成する必要がある。

c) 契約における著作権侵害発生時の対応に関する取り決め（評価時）

海賊版等の権利侵害行為が発生した場合、著作権等管理事業者と著作権信託契約を結んでいれば、著作権等管理事業者に侵害行為への対応を任せておくことが可能である。ただし、対象となる楽曲を盗作した疑いがある作品が発見された場合、翻案権が侵害された場合については、JASRACでは対抗措置を取れないため、原告側の主張を信託会社等が行うことになる。評価の際には、このような著作権侵害があった際の取り決め等をどこまで契約（信託契約）等に含めることができるかも検討する必要がある。

反対に、対象となる楽曲が他者の著作権を侵害しており、他の著作者が対象となる楽曲に対して権利主張し、確認訴訟、損害賠償請求が起こされた場合には、信託会社の他、作家も共同被告となる可能性がある。現実的には、訴訟への対応は信託会社から音楽出版社に委任し、必要な対応を取ってもらうこととなるであろう。

d) 新しい音楽流通インフラに対応した評価手法の検討

CD等既存のメディアや販路だけでなく、インターネット、モバイル等新しいインフラ等をも前提とした資産評価の方法等も検討すべきである。

e) 著作権使用料収入等の情報開示・資産評価への活用

著作権の資産評価や投資家への信託受益権の販売のためには、売上や著作権使用料収入等の推移に関する時系列データを、格付機関、投資家等に開示できることが必要である。

既に市場に出回り、著作権使用料収入の安定した楽曲について資産評価するのであれば、(JASRACの著作権管理システムによって) 確実なデータが入手できるため、評価においてもっと活用すべきである。情報開示にあたって、作家個人の収入に関わる情報や守秘義務に留意しなければならないが、作家本人が自らの著作権使用料収入等のデータを提供するのであれば問題ないので、音楽出版社は必要であれば事前に作家に承諾をもらっておくべきである。

f) オリジネーターの信用力に関する検討 (評価時)

信託のスキームであっても、オリジネーターである音楽出版社が倒産した場合には著作権が作家に戻ってしまう著作権契約上の取り決めにより、オリジネーターのリスクが信託財産から完全に切り離されていない。このリスクを可能な限り切り離しつつ、著作権の適切な管理、利用によりキャッシュ・フローを確保するための仕組みを検討する必要がある。

g) 信託方式で資金調達するメリットの検討

信託方式で資金調達する場合、コーポレートリスクを主とした融資等の資金調達方法と比べて一般的にコストがかかるため、それだけのメリットがあるかどうかを検討すべきである。

資金調達の規模が小さい場合には信託スキームを組成するコストに見合うかどうかという点については、楽曲(著作権)の場合、カタログの購入金額が100億円に達することもあり得る等、まとまった資金需要が発生するため、規模については十分と考えられる。また、オリジネーターの経営が安定していなくても優良な資産によって資金調達できることで経営が安定するといったメリットが考えられる。

h) 資金調達のベースとする著作物、著作権の確定

資金調達のベースとする上で、対象となる著作物、著作権を間違いなく音楽出版社が保有しているかどうかを確かめる必要がある。

信託会社としては、第三者対抗要件を確保するため、著作権の登録(著作権法第77条)は必須条件となる。ただし、著作権の登録手続は完了までに1~3ヵ月かかり、第三者対抗要件の確保は著作権の登録時となるため、その間の二重譲渡リスクが懸念される。この点について、登録は申請の受付順になされるので、先に同じ著作権が登録されていないか確認した上で申請すれば、その後に当該著作権が二重譲渡されたとしても登録申請が却下され、事実上は申請が受理された日をもって対抗要件が確保されると考えて問題ない。

しかし、著作権登録においては、登記簿上の矛盾が生じてなければ、登録されてしまう。出版社と信託会社との間で交わす契約書の形式審査は行うが、出版社自身が権利を持つと申請してくれば、それ以上の確認は行わない。従って、譲渡人が本当に著作権を持っているかどうかまでは保証されない点についても、注意が必要である。JASRACの場合、著作権

の信託譲渡を受ける際、委託者である音楽出版社に対して、当該権利に関する第三者対抗要件の確保について保証義務を負わせている。

その他、著作権の登録手続に瑕疵があり、却下されるリスクもわずかにある。最悪の場合、著作権の二重譲渡リスクを信託会社と音楽出版社のいずれが取るのかを取り決めておく必要がある。

著作者から音楽出版社への譲渡、音楽出版社から JASRAC への信託譲渡のそれぞれの段階で著作権の移転登録を行うことは、登録免許税（1 件あたり移転の登録 18,000 円、信託の登録 1 件 3,000 円）と作業の負担を考えると著作権にある程度の価値がない限り現実的でないため、まず資金調達ベースとする主要楽曲を優先して登録するのが現実的である。この点で、今後著作権登録が盛んになる可能性があり、現状の金額では著作者等にとってその税額負担が大きいため、登録免許税額を軽減する見直しを要望することも必要である。

i) 著作権自体を第三者に移転して資金調達するメリットの検討

著作権自体を移転して資金調達する場合でも、その評価対象となるのは将来における使用料収入のキャッシュ・フローであり、著作権の利用許諾・使用料の徴収・管理によってキャッシュ・フローを生み出すには極めて専門的な能力が必要であるため、著作権等管理事業者を利用する他に手段はなく、著作権等管理事業者との著作権信託契約は必要となる。著作権自体を第三者に移転する場合、使用料収入の分配請求権を移転する場合に比べて阻害要因が多いため、スキーム固有のメリットを検討すべきである。

<著作権自体を第三者に移転するスキームの主なメリット（・）とそれへの反論（⇔）>

- ・著作権の移転によって投資家にとっての信託元本が拡大する。
- ⇔（現状では）著作権自体の流通市場はない。使用料収入の分配請求権のみを信託設定するのであれば、（著作権を移転せず）担保設定によっても同効果を得られる。
- ・債務者未定の債権譲渡の場合は対抗要件を具備できないという問題が生じるが、著作権自体を移転することで、ライセンス変更に対する対処が容易となる。
- ⇔著作権等管理事業者に対する使用料分配請求権（信託受益権）のみを信託設定するのであれば、ライセンス変更への対処の問題は生じない。
- ・ロイヤルティ債権を移転する場合、オリジネーターの信用悪化に伴って著作権の価値も劣化し、侵害排除等の価値保全にも支障が出るという問題について、著作権自体の移転により回避できる。
- ⇔著作権等管理事業者に管理委託（信託）している場合には、オリジネーターの信用力と著作権の価値の関係は薄い。また、侵害排除は著作権等管理事業者が行う（ため、問題とならない）。
- ・分配請求権のみを信託設定している場合、オリジネーターが著作権を第三者に処分したとしても、著作権等管理事業者に対する信託譲渡は著作権の移転につき登録を経っていないので、信託譲渡を対抗できない恐れがある（管理事業者が利用許諾・使用料の徴収を

行えなくなる恐れがある)。(著作権自体を信託設定する場合、これらのリスクを回避できる。)

⇒オリジネーターが著作権信託契約により著作権を著作権等管理事業者に移転していることについては周知の事実であるため、譲受人となった第三者は背信的悪意者と見なされ、正当な権利を主張できない可能性がある。

⇒(著作権等管理事業者との著作権信託契約を前提とせず第三者に著作権を移転する場合、)著作権等管理事業者に対する使用料分配請求権の裏付のない著作権自体の譲渡が成立するか疑問である。

⇒必要な場合には著作権に担保設定も可能である。

・オリジネーターが破産した場合、管財人による双方未履行契約解除権(破産法53条)を行使される危険性がある。(著作権自体を信託設定する場合、このリスクを回避できる。)

⇒著作権信託契約が双務契約と見なされるかどうか疑問である。

⇒(著作権信託契約を解除すれば著作権使用料収入の徴収が困難となり、)管財人に解除のインセンティブがあるか疑問である。

⇒破産宣告当時双務契約の当事者双方に未履行の債務が存在していても、契約を解除することによって相手方に著しく不公平な状況が生じるような場合には、管財人は解除権の行使ができない(預託金会員制ゴルフクラブ事件(最判平12・2・29民集54・2・553))ことから、解除権の行使が認められない可能性がある。

j) 訴訟への対応、権利侵害への対抗措置の内容・範囲の明確化

著作権等の信託を受けた信託会社には受託者として善管注意義務が課されており、何らかの特約がない限り、投資家保護の観点からも、信託譲渡された著作権に対する他者からの侵害への対応が必要となる。しかし、信託会社が侵害状況の確認等の情報収集を行うには相当のコストが必要となり、現実的には対応が困難である。また、現状では著作権侵害を対象とした保険商品はない。

信託会社としては、海賊版等の権利侵害行為に対して講ずべき対抗措置の内容、範囲を明確にした上で、権利侵害行為が発生した場合の対応については著作権等管理事業者に任せておくことが可能であるため、著作権等管理事業者と著作権信託契約を結んでおく必要がある。

k) 短期間でのカタログ購入資金の調達を可能とする仕組の検討

海外のカタログ購入にあたっては、複数の買い手間で競売を行うかたちとなり、資金調達に時間がかかってしまうと他の買い手に競り負けてしまうため、購入を決断した時点で資金が必要となる。特に海外のカタログ購入の際には、金額が小さいものであっても資金を調達するスピードが重視される。

本スキームでは、カタログを購入する場合の資金調達としては時間がかかりすぎる。ま

た、自社管理楽曲をベースとするため、自社が保有する楽曲を超える資産価値を持ったカタログの購入には適用できないという問題がある。従って、別途短期間での資金調達を行うための仕組みを検討する必要がある。購入するカタログの資産価値を評価し、それを担保に融資を受け、購入資金に充てることができれば理想的である。

コーポレートリスクの取れる音楽出版社に対しては、短期のつなぎ資金の借入枠（コミットメントライン）をつくっておき、カタログ購入専用に一時的に融資することも可能である。権利が資金決済と同時に（同日付で）移転することが示せば、場合によってはあらかじめ融資等で資金調達する必要もなく、信託設定できる可能性もある。カタログを購入する際に結ぶ契約の中で取引条件を決めることができるので、権利の譲渡が確定するまでは対価を支払わないことにすれば、上記のような対応は可能である。

1) 信託会社から音楽出版社への各種業務委託

音楽出版社から信託された著作権の利用開発、作家が JASRAC から直接著作権使用料を分配されていない場合の作家取分の再分配業務、共同出版契約を結んでいる場合の共同出版社取分の再分配業務については、信託会社が自ら取り組むことは難しいので、音楽出版社に委託することになる。ただし、本スキームでは、一旦すべての使用料収入は信託会社に分配されることが望ましいため、そこから音楽出版社に作家への分配する分を再分配することとなる。

また、信託された著作権が他者の権利を侵害していた場合、JASRAC が対抗措置を取れない権利侵害（盗作の疑いがある作品の発見、翻案権の侵害等）が発生した場合についても、現実的には音楽出版社に訴訟に対応してもらうことになるであろう。

m) 倒産等により音楽出版社による事業継続が困難になった場合の取り決め

倒産等により音楽出版社による事業継続が困難になった場合、楽曲の利用開発がなされなくなり使用料収入が減少する等の影響が出るため、何らかの取り決めが必要となる。

通常、信託会社側で出版社が倒産した場合等に著作権の移転先となるバックアップサービサーを事前に特定し、実際に権利移転を実行するための条件（出版社の経営状況：純資産の一定水準を越える減少等）を設けておくことによって、楽曲の利用開発の継続等の対応が可能となる。

n) 信託契約期間満了時の取り決めの検討

信託契約期間満了時の取り決めが必要である。例として、下記のような対応が可能である。

<信託契約期間満了時の取り決めの例>

- ・再度条件を検討した上で信託契約を結ぶ（期間を延長する）。
- ・契約期間満了時に、信託設定する著作権の資産価値が一定水準より下がっている場合は、

音楽出版社が当該権利を買い戻すこととする。

／等

③作家と著作権等管理事業者との関係

(特になし)

④音楽出版社と著作権等管理事業者との関係

a) JASRAC 著作権信託契約約款の見直し

JASRAC の著作権信託契約約款においては、委託者が有する過去・現在・未来のすべての著作権を信託契約することとなり、楽曲毎の信託は認められない(3条1項)。(ただし、支分権等单位で管理を除外することは可能。:4条)また、JASRAC に管理委託している著作権については、第三者への譲渡は原則認められていない(10条)。(委託者である音楽出版者に対してのみ著作権の譲渡を許容。:10条2号)従って、第三者へ著作権を譲渡するためには、これらの条項について見直しが必要となる。

JASRAC は著作権の利用許諾を行い、使用料を徴収し、場合によっては違法利用に対抗するために、著作権者から著作権そのものを預かって管理しており、著作権信託契約によって著作権は信託財産として JASRAC に移転している。従って、著作権を第三者に移転するために、著作権者は著作権信託契約を一旦解除しなければならない。その際、著作権者にとっては JASRAC に著作権を信託することが JASRAC 会員資格と結び付いているため、著作権者が直接 JASRAC に著作権を信託しない場合、著作権者は JASRAC 会員でなくなる。この点についても問題となり得る。

楽曲毎の信託が認められていない点について、音楽出版社は事業部を単位として複数の著作権信託契約を結ぶことができる(事業部制)ので、信託会社に譲渡したい楽曲を一旦特定の事業部に集めることにより、実現できる可能性はある。しかし、資金調達を目的として事業部単位の契約を締結することは、事業部制が設けられた趣旨に沿うものではなく、また、事業部間での楽曲の移転に関して3年間の拘束期間があるという問題がある。

⑤信託会社と著作権等管理事業者との関係

(特になし)

⑥音楽出版社と投資家との関係

a) 投資家への金融商品の販売を仲介する SPC¹¹等の設置

金融商品販売法等の観点から販売責任を事業会社が負うことは難しいため、SPC 等を設置し、実務的には SPC が音楽出版社に代わって投資家に金融商品(信託受益権)を直接販

¹¹商法上の株式会社または有限会社を利用し、特別な目的のために設立された会社(特別目的会社: Special Purpose Company)の略称。

売する役割を代行する等の方法も考えられる。その場合、SPC が信託会社と信託契約を結んで信託受益権を取得し、投資家に信託受益権を譲渡することとなるので、音楽出版社と投資家との間の課題はクリアしやすい。

一方、SPC を設置せず、音楽出版社の持つ使用料収入の分配請求権をそのまま信託設定し、信託受益権の劣後部分を出版社が持ち、シニア部分を投資家へ販売するスキームも可能との意見があった。ただし、その場合には信託会社に著作権を信託設定するノウハウがあるかどうかポイントとなる。

b) 信託受益権の資産評価にあたり、投資家へ情報開示する範囲の検討

信託受益権の資産評価においては、音楽出版社の倒産リスクを勘案しつつ、分配請求権に基づいて JASRAC から分配される著作権使用料収入の実績から将来のキャッシュ・フローを予測し、DCF 法で現在価値を算出することとなる。従って、音楽出版社の倒産リスクを評価するための財務情報、過去に JASRAC から分配された著作権使用料収入の実績等については、情報開示する必要がある。

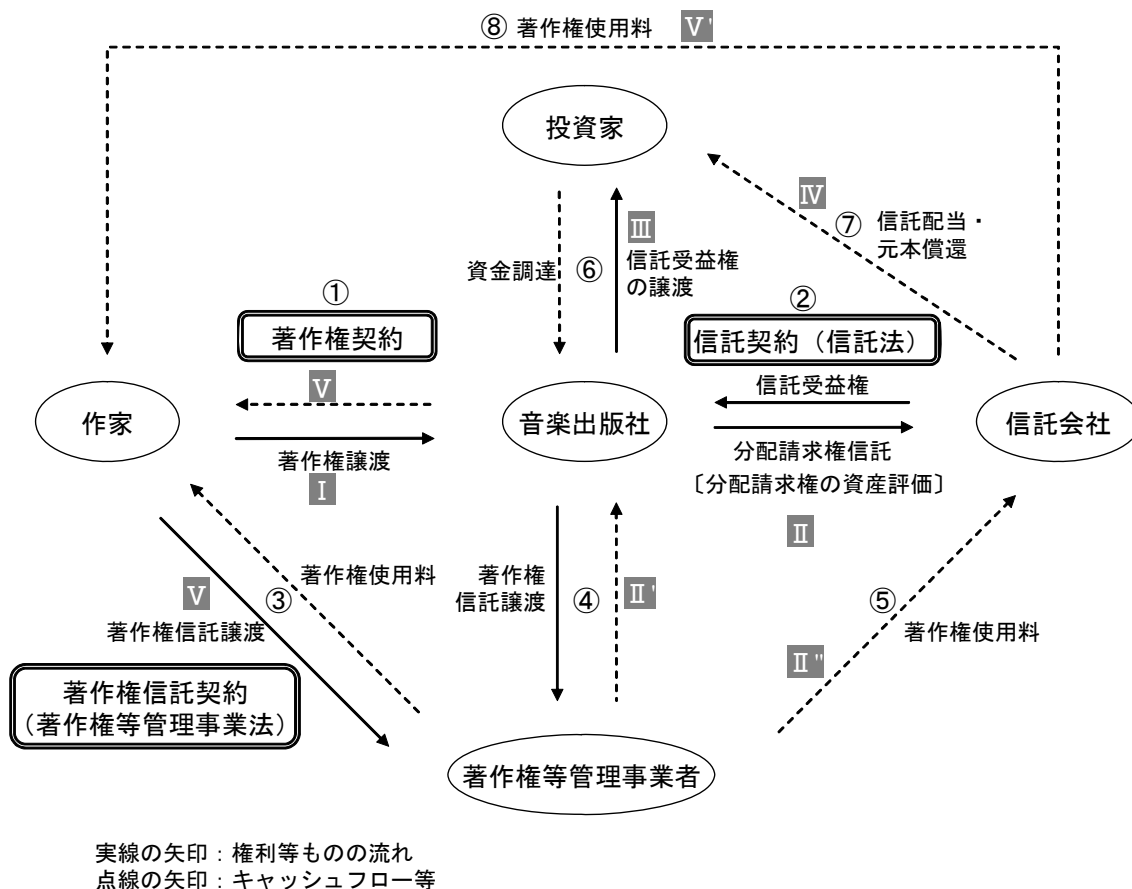
⑦信託会社と投資家との関係

(特になし)

⑧信託会社と作家との関係

(特になし)

(2) 著作権使用料の分配請求権をベースに信託方式で資金調達する場合



- I : 作家は、音楽出版社に著作権を譲渡する。
- II ~ II' : 音楽出版社の分配請求権を資産評価する。音楽出版社は、信託会社に分配請求権を信託し、信託受益権を取得する。同時に、音楽出版社は著作権等管理事業者に分配請求権の譲渡手続をとる。
- II'' : 信託会社は、著作権等管理事業者から著作権使用料の分配を受ける。
- III : 音楽出版社は、II'の信託受益権を投資家に譲渡して、資金を調達する。
- IV : 信託会社は、運用の成果を信託配当・信託元本の償還として投資家に支払う。
- V ~ V' : 作家が著作権等管理事業者と著作権信託契約を結んでいる場合は、そのまま著作権使用料の分配を受ける。作家が著作権等管理事業者と著作権信託契約を結んでいない場合、音楽出版社に代わって信託会社から作家へ著作権使用料の分配を行う。

①作家と音楽出版社との関係

a) 資金調達の目的の明確化

※前述(1)①a)参照。

b) 音楽出版社から第三者への分配請求権譲渡に対する作家の理解促進

音楽出版社が、JASRAC との信託契約の際に、作家への直接分配を認めていない場合については、作家と音楽出版社はそれぞれの分配請求権を独立して保有することになり、音楽出版社から第三者への分配請求権（出版社取分のみ）譲渡にあたり作家の承諾は必要ないが、その場合においても、(1) ①b) と同様に作家の理解を得る必要があると考えられる。なお、音楽出版社の分配請求権の中に作家取分も含まれている場合は、当然のことである。従って、何らかの方法で作家のメリットを検討する必要がある。

※前述 (1) ①b) 参照。

また、本スキームで資金調達するためには、作家に承諾を得なければならない部分（例えば、音楽出版社が倒産した場合にすべての権利が作家に戻る取り決めの見直し）がある点についても同様であり、そのために作家に何らかのメリットが必要であろうと思われる。信託設定を行う上での作家のメリットが必要であるならば、信託会社としては音楽出版社が投資家から調達した資金等から一括で支払ってもらう方が、分配請求権移転後に得た収益から作家に分配するよりも望ましい。

例えば、信託会社から出版社への業務委託にあたって手数料が支払われる（信託元本の返済の部分と委託手数料の部分を明確に分けておく）のであれば、その一部を出版社から作家に支払うことにより、作家メリットとすることが可能である。作家が出版社に著作権を譲渡するのは、楽曲を有効活用して利用開発することを求めているからであり、その趣旨に合致する。また、作家にとっては通常の使用料収入が確保されつつ、さらに手数料収入の一部が還元されるという金銭的メリットを期待できる。

資金調達の目的が他にあったとしても、対象楽曲の利用開発に取り組むインセンティブもあり、全体の収益が拡大するという利点もある。音楽業界の慣行、システムからすると、対象楽曲の利用開発がまったくなされないということはないと考えられるので、作家にとってはリスクが少ない。

c) 音楽出版社が分配請求権譲渡後もその利用開発を行うインセンティブの検討

d) 著作権契約における音楽出版社倒産時の取り決めの見直し

e) 著作権（分配請求権）の信託設定、担保設定を可能とする取り決めの検討

※前述 (1) ①c) ～e) 参照。

②音楽出版社と信託会社との関係

- a) 評価対象とする作品、権利についての検討
- b) 著作権（または著作権使用料の分配請求権）の資産価値評価の客観性確保
- c) 契約における著作権侵害発生時の対応に関する取り決め
- d) 新しい音楽流通インフラに対応した評価手法の検討
- e) 著作権使用料収入等の情報開示・資産評価への活用
- f) オリジネーターの信用力に関する検討
- g) 信託方式で資金調達するメリットの検討

※前述（1）②の a）～g）参照。

h) 著作権使用料等の分配請求権を第三者に移転して資金調達するメリットの検討

著作権使用料収入の分配請求権を第三者に移転する場合、著作権そのものを移転する場合と比べたメリットについて検討すべきである。

まず、音楽出版社・著作権等管理事業者との間の契約を残しつつ、著作権使用料等の分配請求権のみを流動化することによって、著作権の利用開発、利用許諾・使用料徴収、侵害の排除、訴訟の対応等が従前通りに行われ、使用料収入が損なわれない。また、著作権そのものと異なり、著作権使用料収入の請求権の音楽出版社取分は固有の財産であるため、真正売買が可能である。

i) 著作権そのものを移転しないことのリスク、デメリットの検討

前述 h) に対して、資金調達にあたって、著作権そのものを信託会社に移転しないことで、生じるリスク、デメリットについても、検討しておく必要がある。

まず、著作権そのものが移転していない（音楽出版社に残る）ために分配請求権の二重譲渡リスクがあり、評価の一要素となり得る。また、音楽出版社が倒産した場合にすべての権利が作家に戻ってしまうため、そのリスクの分だけ分配請求権の資産価値は低く評価される。

j) 信託会社から音楽出版社への各種業務委託

※前述（1）②の l) 参照。

k) 倒産等により音楽出版社による事業継続が困難になった場合の取り決め

l) 信託契約期間満了時の取り決めの検討

※前述（1）②の m) 、 n) 参照。

③作家と著作権等管理事業者との関係

a) 著作権信託契約の締結

下記④で、音楽出版社が倒産した場合の著作権の帰属についての取り決め、著作権使用料の分配請求権の信託設定を可能とする取り決めに対応するため、細則の承諾条件の1つとして、JASRACから作家へ直接著作権使用料（作家取分）を分配することが作家保護の観点から求められ、そのために作家とJASRACとの間で著作権信託契約を締結することが必要となる。

④音楽出版社と著作権等管理事業者との関係

a) JASRAC 著作権信託契約約款の見直し、運用上の細則等の整備

分配請求権を信託設定する場合、作家取分をJASRACから直接分配してもらうよう手続の工夫が必要となる。それによって、JASRACにおける使用料の分配業務の負担が増える分については、その経費を負担してもらうことで、可能な限り委託者のニーズに対応したサービスができればよいとの意見もあった。また、本スキームで最低限作家にデメリットが生じないようにするという観点から、分配請求権が信託会社に移転した後に音楽出版社が倒産しても作家への分配が確実になされるようであればならない。

音楽出版社が、事業部単位で著作権信託契約を締結し、当該事業部が持つすべての著作権を信託財産としてJASRACに移転することは可能である。従って、音楽出版社が事業部単位で著作権信託契約を締結し、その契約における分配請求権を信託会社に譲渡することは理論的には可能である。

仮に、第三者を受益者に指定する場合、受託者の同意があれば当該受益者の承諾なく自己信託に変更することができる（3条3項）。委託者、受託者の双方に解除権があり、第三者が受益者の場合でも理由なく契約を解除でき、委託者が破産・解散等したときは受託者から無催告で契約を解除できる（22条、23条）。これらは、委託者と異なる第三者の立場で受益者となった投資家から見て問題であり、そのような投資家を保護するための見直しが必要とされる。

著作権信託契約約款において資金調達の阻害要因となり得る部分については、会員である作家や音楽出版社等の要請があれば、見直しが図られる。その観点から、作家にもメリットが見出せるような方法が望ましい。特に、受益権の分割のように約款の条文そのもの見直しが必要となる部分については、作家と音楽出版社の多数が合意できるよう見直しを図ることが求められるが、容易ではない。

実際には、出版社取分のみをベースに資金調達することが明確であれば、運用基準を定める細則等の整備により対応可能であり、条文そのものを変更する必要はないものと考えられる。その場合、作家が著作権等管理事業者と著作権信託契約を結び、直接使用料の分配を受けていれば、作家への分配も確実になされる。信託会社に使用料が分配されるようになればよいということであれば、分配請求権の部分譲渡ができればよく、現状で既に対

応可能である。

b) 音楽出版社が倒産した場合の著作権の帰属についての見直し

信託では、そもそも信託財産をオリジネーターのリスクから切り離し移転することになるので、音楽出版社が倒産した場合に著作権契約で何らかの取り決めがあったとしても、法的には信託財産に影響はないはずである。ところが、著作権信託契約においては、音楽出版社が倒産した場合、著作権信託契約が解除され、JASRAC に移転しているはずの著作権は、委託者である音楽出版社に戻ってしまう仕組みとなっている。そして、音楽出版社と作家との間の著作権契約の定めにより、最終的には作家のもとに戻ることが想定されている。作家保護を図る趣旨の仕組みであるが、信託会社との間で信託設定あるいは担保設定した著作権またはその分配請求権がなくなってしまう点が問題となる。同時に、この仕組みのままでは金融商品としても問題が大きい。

現状の著作権信託契約約款では第三者への著作権譲渡を認めていないので、信託設定あるいは担保設定にあたって、出版社が倒産した場合には著作権を信託会社に移転するといった取り決めを交わすためには、約款の見直しが必要となる。その場合、JASRAC としては作家への使用料収入の分配をどう留保するかが懸念事項となる。

著作権を作家持分と音楽出版社持分に分けることが可能であれば、作家の分配請求権を著作権に対する持分と考え、著作権の作家持分を対象外とし、出版社持分のみを信託設定または担保設定すれば、作家取分の保全もでき、スキームが成立する。その場合でも、作家の承諾を得ること、作家と出版社がともに JASRAC メンバーであることが条件となる。

分配請求権の信託設定を行う場合に限定して、出版社倒産時に作家に著作権が戻らないよう作家と音楽出版社との間で合意が得られれば、JASRAC 内部の細則等により受託者が一方的に著作権信託契約を解除しない取り決めができる可能性がある。その際、事前に指定された他の音楽出版社が本契約を引き継げるようにしておくことが必要である。その場合、作家には JASRAC と著作権信託契約を結んでもらい、発生した著作権使用料収入の作家取分を JASRAC から直接分配できるようにしておくことで、作家にとってのリスクも軽減できる。

c) 著作権契約における著作権（分配請求権）の信託設定、担保設定を可能とする取り決めの了承

作家と出版社との著作権契約において、著作権またはその分配請求権を信託設定あるいは担保設定するための取り決めがなされた場合には、それを JASRAC に了承してもらう必要がある。

⑤信託会社と著作権等管理事業者との関係

(特になし)

⑥音楽出版社と投資家との関係

a) 投資家への金融商品の販売を仲介するSPC等の設置

※前述(1)⑥のa)参照。

著作権ではなく分配請求権を信託設定する場合、分配請求権は金銭債権なので、それほど特殊なノウハウが必要とは思われない、との意見もあった。

b) 信託受益権の資産評価にあたり、投資家へ情報開示する範囲の検討

※前述(1)⑥のb)参照。

⑦信託会社と投資家との関係

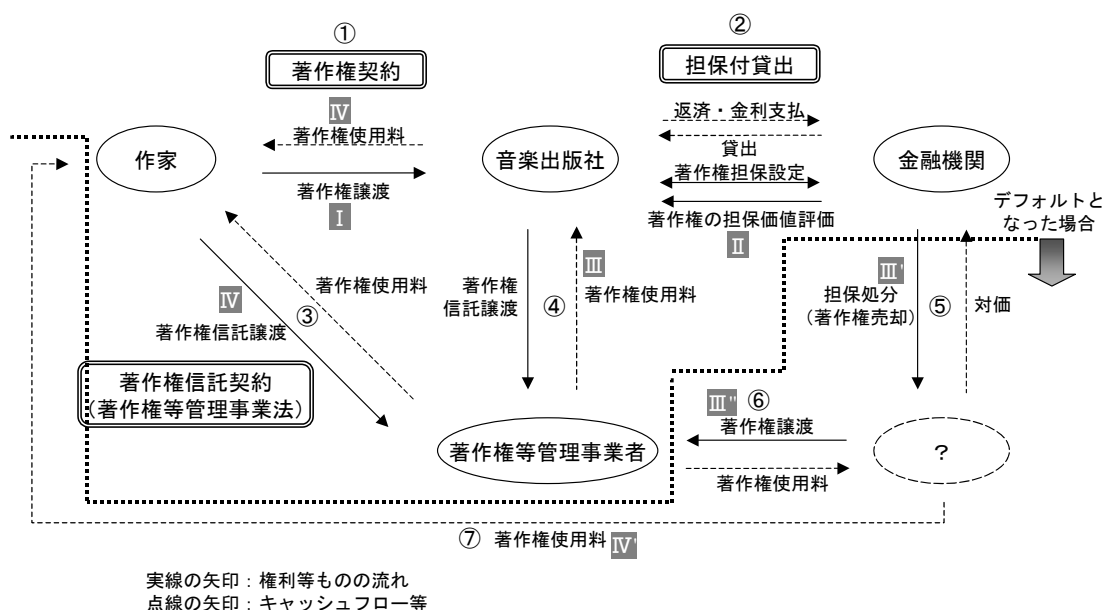
a) 信託会社からの情報開示と説明責任に関する検討

※前述(1)⑦のa)参照。

⑧信託会社と作家との関係

(特になし)

(3) 著作権を担保に融資を受ける場合



I：作家は、音楽出版社に著作権を譲渡する。

II：金融機関が音楽出版社の著作権の担保価値を評価する。音楽出版社は、著作権を担保として金融機関から融資を受ける。

III：担保処分が必要となった場合、音楽出版社は、著作権等管理事業者との著作権信託契約を一旦解除する。

III'：担保処分が必要となった場合、金融機関は、著作権を売却し、対価を得る。（実務的には、金融機関は担保権の行使として、音楽出版社に著作権を第三者に任意売却させる。）

III''：担保処分が必要となった場合、著作権の売却先は、著作権等管理事業者と著作権信託契約を結び、著作権使用料の分配を受ける。

IV～IV'：作家が著作権等管理事業者と著作権信託契約を結んでいる場合は、そのまま著作権使用料の分配を受ける。担保処分が必要となり、作家が著作権等管理事業者と著作権信託契約を結んでいない場合、音楽出版社に代わって著作権の売却先から作家へ著作権使用料の分配を行う。

①作家と音楽出版社との関係

a) 資金調達の目的の明確化

※前述（1）①a）参照。

b) 音楽出版社から金融機関への著作権譲渡（金融機関による担保処分）に対する作家の承諾の条件の検討

本スキームにおいては、担保設定した時点では著作権は移転しないが、担保処分が必要

となった場合には金融機関は担保権の行使として、音楽出版社に担保とした著作権を任意売却させることとなるため、(1)のスキームと同様の検討が必要となる。

※前述(1)①b)参照。

c) 著作権契約における音楽出版社倒産時の取り決めの見直し

※前述(1)①d)参照。

d) 著作権の担保設定を可能とする取り決めの検討

※前述(1)①e)参照。

②音楽出版社と金融機関との関係

a) 評価対象とする作品、権利についての検討

b) 著作権（または著作権使用料の分配請求権）の資産価値評価の客観性確保

c) 契約における著作権侵害発生時の対応に関する取り決め

d) 新しい音楽流通インフラに対応した評価手法の検討

e) 著作権使用料収入等の情報開示・資産評価への活用

f) オリジネーターの信用力に関する検討

g) 資金調達のベースとする著作物、著作権の確定

信託設定の場合と比べて、担保設定の場合には処分性（デフォルトとなった場合に第三者に売却できるかどうか）等の観点から担保として適格かどうかの検討が必要となるので、対象が有力楽曲のみに限定される可能性がある。

※前述(1)②のa)～f)、h)参照。

h) 金融機関における融資実行後の管理手法の確立

融資を実行した後の金融機関における管理手法をどのようにすればよいかについて、検討が必要である。

i) 購入する著作権の担保設定

音楽出版社が自社管理楽曲を担保に融資を受ける場合、自社が保有する楽曲を超える資産価値をもったカタログ等（例えば海外のカタログ）を購入する資金を調達することは難しい。そのような場合、これから購入する著作権を担保に融資が受けられるようになれば理想的である。

購入対象となるカタログ等を担保に融資可能かどうかは融資期間が大きく影響する。半年間で返済というケースであれば可能だが、返済まで3年以上というケースでは3年以上先の時点でのカタログの価値を評価することは難しいため、実現困難になると考えられる。金融機関が音楽出版社の持つ楽曲をベースに投資家向けのファンドをつくるようになり、

著作権使用料収入をベースに組成したファンド等の実績等について理解が深まれば、これから購入する著作権等をベースにした資金調達も可能となるとの意見もあった。

j) 音楽出版社がデフォルトとなる前に担保処分するための条件設定

著作権契約においては、出版社が倒産した場合にはすべての権利が作家に戻ってしまう取り決めがあり、それを前提とすると、実際にデフォルトとなる前に担保処分できるようにする必要がある。

金融機関では、出版社の純資産が一定以上減少した場合にはデフォルトでなくとも担保処分できるといったトリガー条項を置いておく等の対応を取ることが可能である。その場合、設定した条件に該当するかどうかを金融機関自ら確認するか、場合によっては指定された弁護士、監査法人等が確認できるよう音楽出版社の財務情報等を開示してもらう必要がある。

③作家と著作権等管理事業者との関係

(特になし)

④音楽出版社と著作権等管理事業者との関係

a) JASRAC 著作権信託契約約款の見直し

担保処分が必要となった場合、音楽出版社から第三者へ著作権を売却することになり、音楽出版社は JASRAC との著作権信託契約を解除することになるため、前述（1）と同様に JASRAC 会員でなくなってしまう点が問題となる。

※前述（1）④の a) 参照。

b) 音楽出版社が倒産した場合の著作権の帰属についての見直し

※前述（2）④の b) 参照。

c) 著作権契約における著作権の担保設定を可能とする取り決めの了承

※前述（2）④の c) 参照。

d) 音楽出版社がデフォルトとなる前に担保とした著作権を処分する取り決めの了承

著作権または分配請求権の担保設定にあたっては、出版社がデフォルトする前に、その著作権または分配請求権を金融機関もしくはその指定する売却先に移転するという取り決めを JASRAC が受け入れる必要があるが、どのような取り決めであれば可能か検討する必要がある。

⑤金融機関と著作権売却先との関係

a) 著作権自体の流通市場の形成

担保処分が必要となる場合があるが、著作権を必要なタイミングで売却できるようにするためには、著作権自体の流通市場を形成する必要がある。現状では、商品化される前の著作権自体の流通市場がないため、既存の音楽出版社との著作権契約を結んでいない状態で、著作権そのものを流動化させることが難しい。

これについては、既存の大手音楽出版社や大手レコード会社等が率先して著作権等の買い手となることによって、著作権等の転売市場を形成すべきであるとの意見があった。

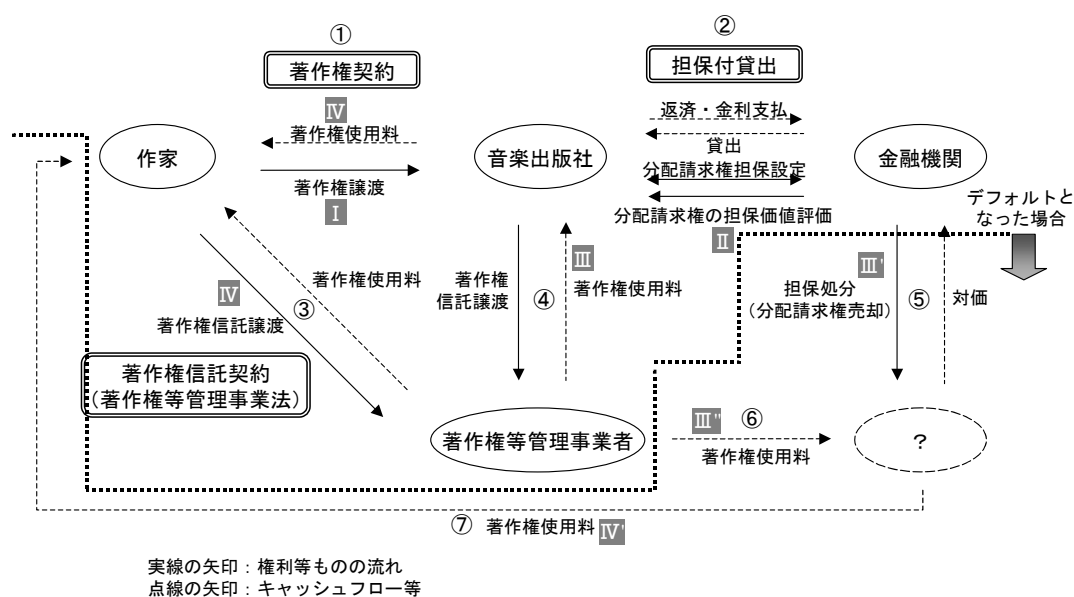
⑥著作権等管理事業者と著作権売却先との関係

(特になし)

⑦著作権売却先と作家との関係

(特になし)

(4) 著作権使用料の分配請求権を担保に融資を受ける場合



I：作家は、音楽出版社に著作権を譲渡する。

II：金融機関が音楽出版社の分配請求権の担保価値を評価する。音楽出版社は、分配請求権を担保として金融機関から融資を受ける。

III：担保処分が必要となった場合、音楽出版社は、分配請求権を金融機関に譲渡するため、著作権等管理事業者に分配請求権の譲渡手続をとる。

III'：担保処分が必要となった場合、金融機関は、分配請求権を売却し、対価を得る。（実務的には、金融機関は担保権の行使として、音楽出版社に分配請求権を第三者に任意売却させる。）

III''：担保処分が必要となった場合、分配請求権の売却先は、著作権等管理事業者より著作権使用料の分配を受ける。

IV～IV'：作家が著作権等管理事業者と著作権信託契約を結んでいる場合は、そのまま著作権使用料の分配を受ける。担保処分が必要となり、作家が著作権等管理事業者と著作権信託契約を結んでいない場合、音楽出版社に代わって分配請求権の売却先から作家へ著作権使用料の分配を行う。

①作家と音楽出版社との関係

a) 資金調達の目的の明確化

※前述（1）①a）参照。

b) 音楽出版社から第三者への分配請求権譲渡に対する作家の承諾の必要性検討

本スキームにおいては、担保設定した時点では分配請求権は移転しないが、担保処分が

必要となった場合には金融機関は担保権の行使として、音楽出版社に担保とした分配請求権を任意売却させることとなるため、(2)のスキームと同様の検討が必要となる。

※前述(2)①b)参照。

c) 著作権契約における音楽出版社倒産時の取り決めの見直し

※前述(1)①d)参照。

d) 著作権(分配請求権)の信託設定、担保設定を可能とする取り決めの検討

※前述(1)①e)参照。

②音楽出版社と金融機関との関係

a) 評価対象とする作品、権利についての検討

b) 著作権(または著作権使用料の分配請求権)の資産価値評価の客観性確保

c) 契約における著作権侵害発生時の対応に関する取り決め

d) 新しい音楽流通インフラに対応した評価手法の検討

e) 著作権使用料収入等の情報開示・資産評価への活用

f) オリジネーターの信用力に関する検討

※前述(1)②のa)～f)参照。

g) 金融機関における融資実行後の管理手法の確立

※前述(3)②h)参照。

h) 購入する著作権使用料の分配請求権の担保設定

購入する著作権使用料の分配請求権を担保設定する場合でも、購入する著作権を担保設定する場合と同様の検討が必要となる。

※前述(3)②i)参照。

i) 音楽出版社がデフォルトとなる前に担保処分するための条件設定

※前述(3)②j)参照。

③作家と著作権等管理事業者との関係

(特になし)

④音楽出版社と著作権等管理事業者との関係

a) JASRAC 著作権信託契約約款の見直し

担保処分が必要となった場合には音楽出版社から第三者へ著作権を売却することになる

ため、前述（２）と同様の検討が必要となる。

※前述（２）④の a) 参照。

b) 音楽出版社が倒産した場合の著作権の帰属についての見直し

※前述（２）④の b) 参照。

c) 著作権契約における分配請求権担保設定を可能とする取り決めの了承

※前述（２）④の c) 参照。

d) 音楽出版社がデフォルトとなる前に担保とした分配請求権を処分する取り決めの了承

分配請求権を担保とする場合でも、著作権を担保とする場合と同様の検討が必要となる。

※前述（３）④の d) 参照。

⑤金融機関と分配請求権売却先との関係

（特になし）

⑥著作権等管理事業者と分配請求権売却先との関係

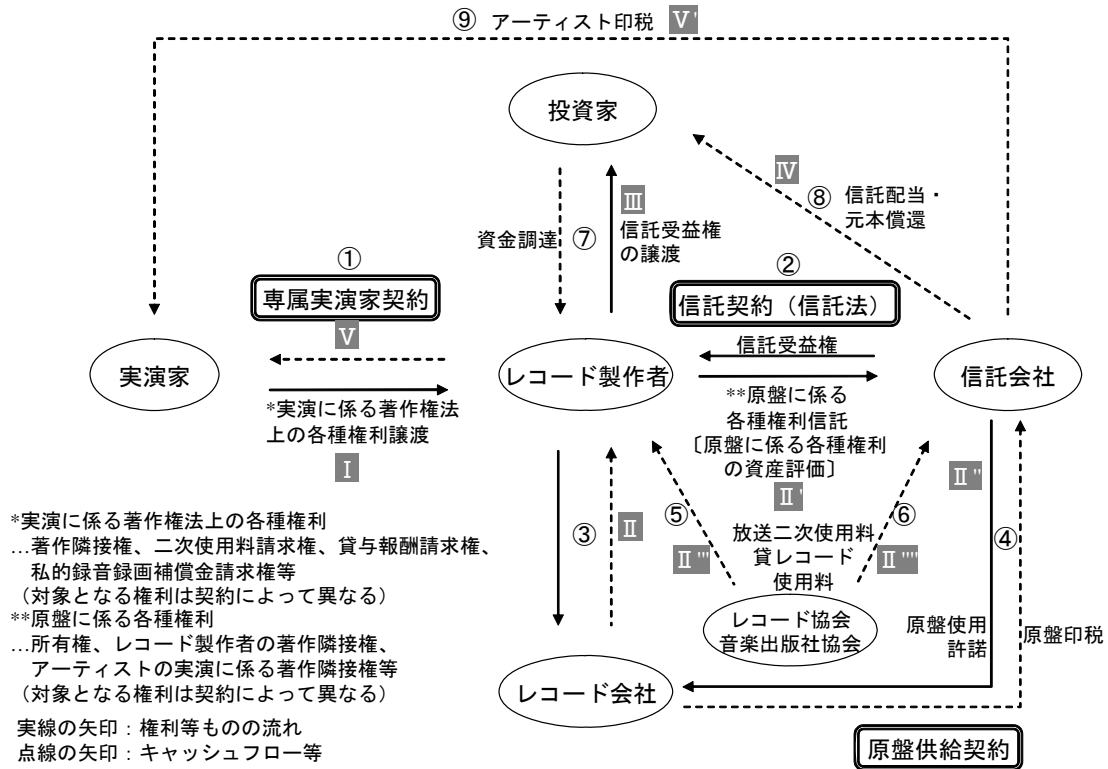
（特になし）

⑦分配請求権売却先と作家との関係

（特になし）

2. レコード製作者による資金調達における課題

(1) 原盤に係る各種権利をベースに信託方式で資金調達する場合



I: 実演家は、レコード製作者に実演に係る著作権法上の各種権利（著作隣接権、二次使用料請求権、貸与報酬請求権、私的録音録画補償金請求権等）を譲渡する。

II: レコード製作者がレコード会社と原盤供給契約を結んでいる場合は、一旦解除する。

II': レコード製作者の原盤に係る各種権利（所有権、レコード製作者の著作隣接権、アーティストの実演に係る著作隣接権等）を資産評価する。レコード製作者は、信託会社に原盤に係る各種権利を信託し、信託受益権を取得する。

II'': 信託会社は、レコード会社と原盤供給契約を結び、原盤印税の支払を受ける。

II'''~II''': レコード製作者に代わって信託会社が、社団法人日本レコード協会（以下、レコード協会）または社団法人音楽出版社協会（以下、音楽出版社協会）から放送二次使用料、貸レコード使用料の分配を受ける。（各請求権が信託設定の対象となる場合。）

III: レコード製作者は、II'の信託受益権を投資家に譲渡して、資金を調達する。

IV: 信託会社は、運用の成果を信託配当・信託元本の償還として投資家に支払う。

V~V': レコード製作者に代わって信託会社から実演家へアーティスト印税を支払う。

①実演家とレコード製作者との関係

a) 資金調達のための目的の明確化

著作権または分配請求権をベースとする場合と同様に、原盤に係る各種権利または各種請求権をベースとする場合にも、資金調達の目的を明らかにすることが重要である。

※前述1. (1) ①の a) 参照。

レコード製作者の資金調達に特有の目的について、下記のような意見があった。

＜資金調達の目的の主な例＞

- ・多くの作品を保有するレコード製作者による新人アーティストの開発等
- ・マーケットの広がりに伴うユーザへの楽曲提供手段の変化を柔軟に捉えた、幅広い音楽ビジネス、エンターテインメントビジネスの取組

b) レコード製作者から第三者への原盤に係る各種権利譲渡に対する実演家の承諾の条件の検討

専属実演家契約においては、契約に基づいて取得した権利は、互いに相手方の承諾のない限り譲渡・質入できないこともあり、その場合には実演家の承諾が必要となると考えられる。

本スキームの場合、実務的にはアーティスト印税の支払主体がレコード製作者から信託会社が変わることが問題となる。実演家には、承諾の前提として、資金調達目的の明確化、スキームに参加した場合のメリットとデメリット（リスク等）を説明する必要がある。実演家のメリットについて具体的な提案があれば、承諾を得やすくなる可能性もある。

c) 専属実演家契約におけるレコード製作者倒産時の取り決めの検討

現状では、レコード製作者が倒産等した場合の取り決めがなく、本スキームにあたって検討しておく必要がある。例としては多くはないが、これまでレコード製作者が倒産等した場合は、レコード会社が原盤権を買い取ることで成り立っているとの意見があった。

②レコード製作者と信託会社との関係

a) 評価対象とする作品、権利についての検討

原盤権の場合、新譜と旧譜のいずれを対象とするかで評価の方法がまったく異なる。特に、新譜は需要の予測が難しく評価が困難なので、業界のプロが資産評価しなければならない。従って、現実的には継続的にまとまった収益を生み出している旧譜の有力な原盤権を評価対象とすることになると考えられる。

また、原盤供給／譲渡契約には、著作権のように業界における契約書の雛型がないため、契約条件等がケースごとに異なるといった問題がある。従って、個別のケースごとに各主体間で移転する権利を明確化する必要がある。ただし、実演家の二次使用料についてはその請求権が移転しているかどうかに関わらず、CPRA（実演家著作隣接権センター）から直

接実演家（または実演家が所属するプロダクション）に分配されるため、実演家の報酬請求権はレコード製作者に移転する権利から除外して考えるべきである。

原盤権には所有権が含まれるので、マスターテープも買い手に渡ることとなるが、これをどう評価するかも検討すべきである。楽器ごと等個別の音源を保存したマルチトラックのデータを統合し、編集したデータ（完パケ）がマスターテープであり、原盤と定義される。マルチトラックは原盤の素材であるが、レコード製作者が保存している場合は原盤に含めてもよい。このマルチトラックのデータを利用して、古い楽曲の原盤から音を抜き取ってリミックスした新しい楽曲が制作されることがあり、今後は新しい楽曲の材料として売却される可能性もある。

その他、原盤権移転後の商品化にあたって、レコードジャケットの所有権はレコード会社に帰属するので、それまで原盤供給契約を結んでいたレコード会社との関係がなくなってしまうと、レコードジャケットを利用できなくなってしまう問題がある。

b) 原盤に係る各種権利の資産価値評価の客観性確保

著作権の場合と同様、原盤に係る各種権利の資産価値を客観的に評価することが必要である。

※前述 1. (1) ②の b) 参照。

c) 契約における原盤に係る各種権利の侵害発生時の対応に関する取り決め

レコード会社と原盤譲渡契約を締結していればレコード会社が権利侵害へ対応するが、原盤供給契約の場合には、原盤権と送信可能化権はレコード製作者が有するので、レコード製作者が侵害対応することになる。従って、レコード製作者から原盤権の移転を受けた信託会社等がレコード会社と原盤譲渡契約を締結しないとすると、自ら権利侵害に対応する必要がある。この場合の実務としては、信託会社等が権利侵害に対する対処をその名において行うものの、レコード製作者が有する訴訟ノウハウ等に依存して対処することになる。

また、権利者がレコード協会に加盟していれば、レコード協会が権利侵害に対応する。レコード製作者から原盤に係る各種権利を信託会社等へ移転する場合に、信託会社等に必ずレコード協会に加盟してもらうか、権利侵害等が発生した場合には権利から生まれるキャッシュ・フローが毀損するリスクがあることを説明した上で移転する方法もある。

- d) 新しい音楽流通インフラに対応した評価手法の検討
- e) 原盤印税収入等の情報開示・資産評価への活用
- f) オリジネーターの信用力に関する検討
- g) 信託方式で資金調達するメリットの検討
- h) 資金調達のベースとする原盤、原盤に係る各種権利の確定

※前述1. (1) ②の d) ~h) 参照。

i) 原盤権の価値を高める再開発についての評価

原盤権においては、複数の楽曲をまとめてみると、発売後 3 ヶ月を経過しパッケージ商品としての価値が急激に低下してからは、比較的長期的に収益が安定するという特徴がある。また、楽曲がヒットする前は資金需要は大きいリスクも大きく、ヒットした後は資金需要は少なくリスクもほとんどない。

原盤のカタログとしての価値は評価可能なので積極的に取り組むべきであるが、カタログの価値を高めるためには、単なる再発ではなくコンピレーション企画等何らかの再開発の取組が必要であり、それをユーザに普及させるためのノウハウが必要となる。ただし、ベストアルバムの発売やコンピレーションへの収録等再開発のタイミング、リバイバルヒットの有無等は予測が難しいため、これら进行评估することは困難である。

j) 信託会社からレコード製作者への各種業務委託

二次使用料の分配を受けるためには、制作した原盤からどのような商品をつくったかを品番ごとに届け出なければならない。近年ではコンピレーション作品がかなり増えていることもあり、どの原盤がどの商品に使われたかがわかりにくい。このような実務は信託会社には難しく、アーティスト印税の支払等とともにレコード製作者が請け負うことになると考えられる。

また、原盤印税支払に関わる明細については、大半が電子データではなく印刷媒体で各レコード会社からレコード製作者に提供されるため、管理に手間がかかる。従って、原盤権の移転を受けた信託会社からレコード製作者に委託する業務となり得る。

③レコード製作者とレコード会社との関係（原盤供給契約の解除）

a) レコード製作者から第三者への原盤に係る各種権利譲渡に対するレコード会社の承諾の条件の検討

レコード会社とレコード製作者との原盤供給契約においては、互いに相手方の承諾のない限り、取得したいかなる権利・契約上の地位の全部または一部を第三者に譲渡または質入してはならない旨明記されており、原盤に係る各種権利を譲渡する場合は事前にレコード会社の同意が必要となると考えられる。

これについては、レコード製作者がレコード会社に無断で第三者に権利を譲渡してはな

らない旨の記載はないとの指摘もあり、個別の契約によって条件が異なる可能性がある。

④信託会社とレコード会社との関係（原盤供給契約の締結）

a) 業界のプロによる信託財産（原盤権あるいは各種請求権）の運用

原盤権の利用形態は、ネット配信等もあり近年多様化しており、レコード会社への原盤使用許諾以外の権利行使も必要となるので、原盤権の移転を受けた信託会社では権利行使のできるプロが信託財産を運用する必要がある。

この点については、レコード会社に各種権利の使用許諾を行った上で、ネット配信等も含め各種の利用開発を委託する方法も考えられる。

⑤レコード製作者とレコード協会または音楽出版社協会との関係

（特になし）

⑥信託会社とレコード協会または音楽出版社協会との関係

（特になし）

⑦レコード製作者と投資家との関係

a) 投資家への金融商品の販売を仲介する SPC 等の設置

b) 信託受益権の資産評価にあたり、投資家へ情報開示する範囲の検討

いずれも、著作権の場合と同様の問題があると考えられる。

※前述 1. (1) ⑥の a) ~b) 参照。

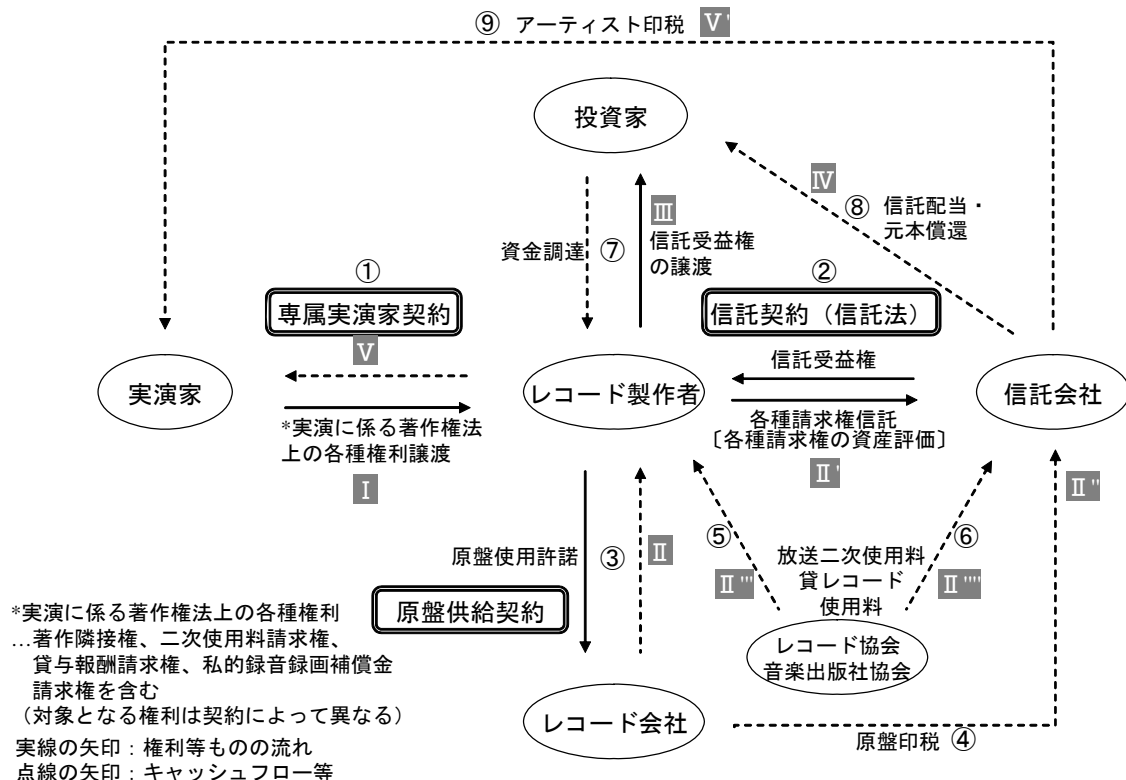
⑧信託会社と投資家との関係

（特になし）

⑨信託会社と実演家との関係

（特になし）

(2) 各種請求権をベースに信託方式で資金調達する場合



- I : 実演家は、レコード製作者に実演に係る著作権法上の各種権利（著作隣接権、二次使用料請求権、貸与報酬請求権、私的録音録画補償金請求権等）を譲渡する。
- II : レコード製作者がレコード会社との原盤供給契約において、レコード製作者から信託会社への各種請求権の譲渡についてレコード会社の承諾を得る。
- II' : レコード製作者の各種請求権を資産評価する。レコード製作者は、信託会社に各種請求権を信託し、信託受益権を取得する。
- II'' : 信託会社は、レコード会社から原盤印税の支払を受ける。
- II''' ~ II'''' : レコード製作者から信託会社への放送二次使用料及び貸レコード使用料請求権の譲渡について、レコード協会または音楽出版社協会の承諾を得て、信託会社が各使用料の分配を受ける。（各請求権が信託設定の対象となる場合。）
- III : レコード製作者は、II'の信託受益権を投資家に譲渡して、資金を調達する。
- IV : 信託会社は、運用の成果を信託配当・信託元本の償還として投資家に支払う。
- V ~ V' : レコード製作者に代わって信託会社から実演家へアーティスト印税を支払う。

①実演家とレコード製作者との関係

a) 資金調達のための明確化

b) 専属実演家契約におけるレコード製作者倒産時の取り決めの検討

※前述（１）①の a）、c）参照。

②レコード製作者と信託会社との関係

a) 評価対象とする作品、権利についての検討

b) 各種請求権の資産価値評価の客観性確保

いずれについても、各種請求権をベースとする場合でも、原盤に係る各種権利をベースとする場合と同様の検討が必要となる。

※前述（１）②の a）～b）参照。

c) 新しい音楽流通インフラに対応した評価手法の検討

d) 原盤印税収入等の情報開示・資産評価への活用

e) オリジネーターの信用力に関する検討

f) 信託方式で資金調達するメリットの検討

※前述 1.（１）②の d）～g）参照。

g) 原盤権の価値を高める再開発に関する評価

h) 信託会社からレコード製作者への各種業務委託

※前述（１）②の i）～j）参照。

③レコード製作者とレコード会社との関係

a) レコード製作者から第三者への各種請求権譲渡に対するレコード会社の承諾の条件の検討

各種請求権をベースとする場合でも、原盤に係る各種権利をベースとする場合と同様の検討が必要となる。

※前述（１）③の a）参照。

④信託会社とレコード会社との関係

（特になし）

⑤レコード製作者とレコード協会または音楽出版社協会との関係

（特になし）

⑥信託会社とレコード協会または音楽出版社協会との関係

(特になし)

⑦レコード製作者と投資家との関係

a) 投資家への金融商品の販売を仲介する SPC 等の設置

b) 信託受益権の資産評価にあたり、投資家へ情報開示する範囲の検討

※前述(1)⑦の a) ~b) 参照。

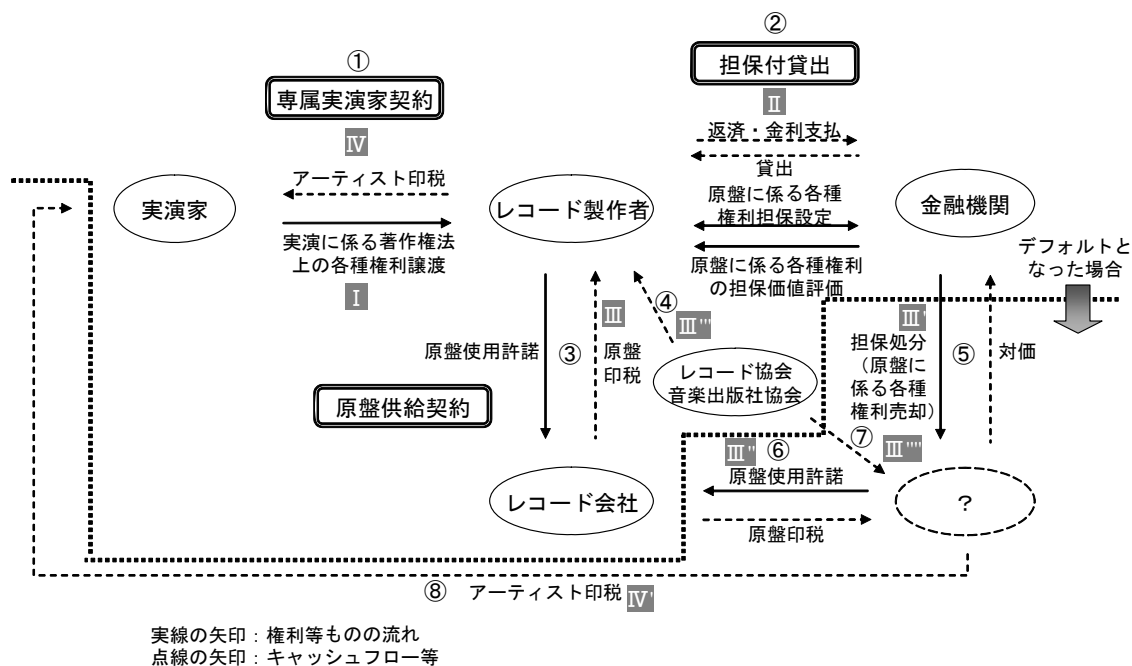
⑧信託会社と投資家との関係

(特になし)

⑨信託会社と実演家との関係

(特になし)

(3) 原盤に係る各種権利を担保に融資を受ける場合



I：実演家は、レコード製作者に実演に係る著作権法上の各種権利（著作隣接権、二次使用料請求権、貸与報酬請求権、私的録音録画補償金請求権等）を譲渡する。

II：金融機関がレコード製作者の原盤に係る各種権利（所有権、レコード製作者の著作隣接権、アーティストの実演に係る著作隣接権等）の担保価値を評価する。レコード製作者は、原盤に係る各種権利を担保として金融機関から融資を受ける。

III：担保処分が必要となった場合、レコード製作者第三者への原盤に係る各種権利譲渡についてレコード会社の承諾を得る。

III'：担保処分が必要となった場合、金融機関は原盤に係る各種権利を売却し、対価を得る。（実務的には、金融機関は担保権の行使として、レコード製作者に原盤に係る各種権利を任意売却させる。）

III"：担保処分が必要となった場合、原盤に係る各種権利の売却先は、レコード会社から原盤印税の支払を受ける。

III"'～III""：担保処分が必要となった場合、レコード製作者に代わって原盤に係る各種権利の売却先が、レコード協会または音楽出版社協会から放送二次使用料及び貸レコード使用料の分配を受ける。（各請求権が担保処分の対象となる場合。）

IV～IV'：担保処分が必要となった場合、レコード製作者に代わって原盤に係る各種権利の売却先から実演家へアーティスト印税を支払う。

①実演家とレコード製作者との関係

a) 資金調達のための明確化

※前述（１）①a) 参照。

b) レコード製作者から第三者への原盤に係る各種権利譲渡に対する実演家の承諾の条件の検討

本スキームにおいては、担保設定した時点では原盤に係る各種権利は移転しないが、担保処分が必要となった場合には金融機関は担保権の行使として、レコード製作者に当該原盤権を任意売却させることとなるため、（１）のスキームと同様の検討が必要となる。

※前述（１）①b) 参照。

c) 専属実演家契約におけるレコード製作者倒産時の取り決めの検討

※前述（１）①c) 参照。

②レコード製作者と金融機関との関係

a) 評価対象とする作品、権利についての検討

b) 原盤に係る各種権利の資産価値評価の客観性確保

※前述（１）②a) ～b) 参照。

c) 契約における原盤に係る各種権利の侵害発生時の対応に関する取り決め

担保処分が必要となった場合には、金融機関の同意を得てレコード製作者から第三者へ担保とした原盤権を売却することとなるため、（１）のスキームと同様の検討が必要となる。

※前述（１）②c) 参照。

d) 新しい音楽流通インフラに対応した評価手法の検討

e) 原盤印税収入等の情報開示・資産評価への活用

f) オリジネーターの信用力に関する検討

g) 資金調達のベースとする原盤、原盤に係る各種権利の確定

※前述 1.（１）②の d) ～f) 、h) 参照。

h) 金融機関における融資実行後の管理手法の確立

※前述 1.（３）②の h) 参照。

③レコード製作者とレコード会社との関係

a) レコード製作者から第三者への原盤に係る各種権利譲渡に対するレコード会社の承

④ 諾の条件の検討

担保処分が必要となった場合には、金融機関の同意を得てレコード製作者から第三者へ担保とした原盤権を売却することとなるため、(1)のスキームと同様の検討が必要となる。

※前述(1)③のa)参照。

④レコード製作者とレコード協会または音楽出版社協会との関係

(特になし)

⑤金融機関と原盤に係る各種権利の売却先との関係

a) 原盤に係る各種権利の移転に伴う契約上の権利・義務の明確化

本スキームにおいては、担保処分が必要となった場合、金融機関の同意を得てレコード製作者から第三者へ担保とした原盤権を売却することとなる。その際、業界内の買い手(他のレコード会社等)に権利を売却する場合には業界慣習に従ってアーティスト印税が問題なく支払われると想定されるが、業界外の買い手の場合、支払を拒否する可能性がある。

現状では、原盤権が売却された場合、レコード製作者とレコード会社との契約を権利の買い手が引き継ぐことが慣行となっており、レコード製作者と金融機関との間でそのような取り決めがなされていれば、権利の買い手はレコード会社と契約を結ばざるを得ないと考えられる。また、金融機関は、原盤権の買い手に対して、実演家に一定の計算式に従ってアーティスト印税を支払う義務が生じることを説明した上で、条件付きで売却しなければならない。仮に、業界外の買い手が慣習を守らず、実演家への印税支払を行わなかった場合、実演家としては、アーティスト印税が支払われない場合に契約違反として専属実演家契約を解除することができるので、買い手は印税を支払わざるを得ない。

業界の慣習を知らない買い手であっても適正価格を検討する上でデューデリジェンスを行うはずであり、アーティスト印税の支払義務が生じるのであれば、評価の際に勘案することになる。このような価値評価をプロフェッショナルが行うことをルール化すれば問題ない。

アーティスト印税の他に、有力プロデューサーにプロモート印税や、キャラクターを利用する場合に権利者に対してキャラクター印税を支払うことがあるが、そのような取り決めは専属実演家契約等の契約書に明示されている。従って、業界外の買い手に原盤権を売却する場合、専属実演家契約や原盤供給契約等、対象となる権利に関係のある契約を参照できるようにしておくべきである。

担保設定にあたって、金融機関にとっては原盤権の移転に伴って生じる権利・義務は契約書に明記されたものですべてであることについての保証が必要である。しかし、弁護士がデューデリジェンスの際に契約上の権利と義務をすべて明示し、それ以外の権利・義務は存在しないことを保証するとしたら、契約書等の書類上に限定した保証となるものと考

えられる。

⑥レコード会社と原盤に係る各種権利の売却先との関係

(特になし)

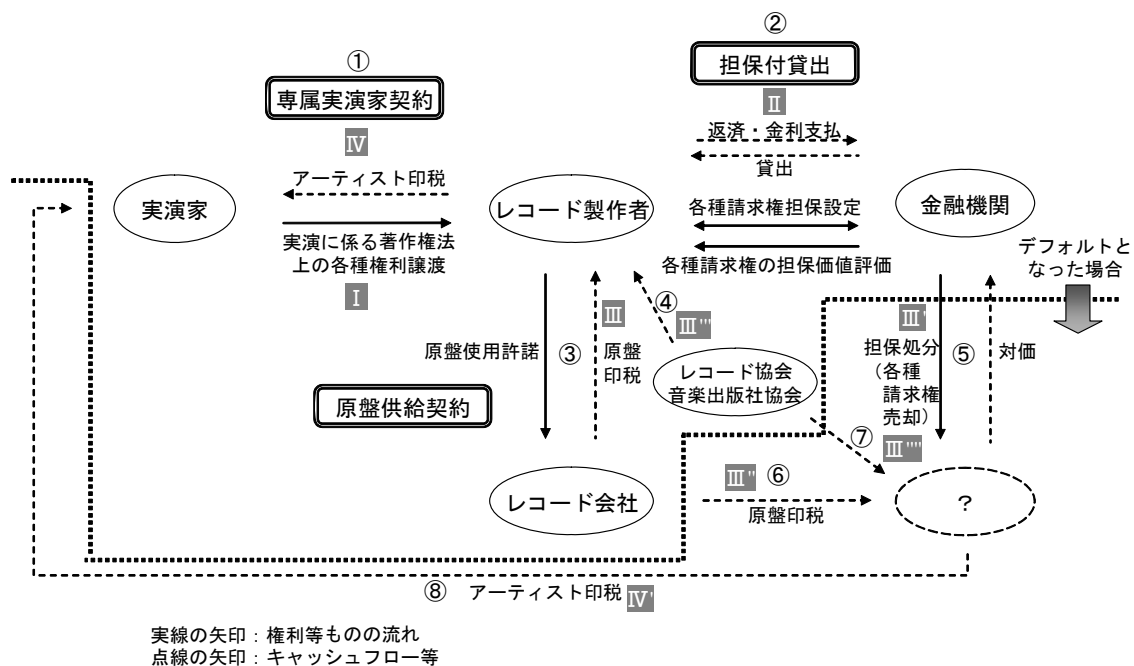
⑦原盤に係る各種権利の売却先とレコード協会または音楽出版社協会との関係

(特になし)

⑧原盤に係る各種権利の売却先と実演家との関係

(特になし)

(4) 各種請求権を担保に融資を受ける場合



- Ⅰ：実演家は、レコード製作者に実演に係る著作権法上の各種権利（著作隣接権、二次使用料請求権、貸与報酬請求権、私的録音録画補償金請求権等）を譲渡する。
- Ⅱ：金融機関がレコード製作者の各種請求権の担保価値を評価する。レコード製作者は、各種請求権を担保として金融機関から融資を受ける。
- Ⅲ：担保処分が必要となった場合、レコード製作者はレコード会社との原盤供給契約において、各種請求権の売却先を原盤印税の支払先とするよう取り決める。
- Ⅲ'：担保処分が必要となった場合、金融機関は各種請求権を売却し、対価を得る。（実務的には、金融機関は担保権の行使として、レコード製作者に各種請求権を任意売却させる。）
- Ⅲ''：担保処分が必要となった場合、各種請求権の売却先は、レコード会社から原盤印税の支払を受ける。
- Ⅲ'''～Ⅲ''''：担保処分が必要となった場合、レコード製作者に代わって各種請求権の売却先が、レコード協会または音楽出版社協会から放送二次使用料及び貸レコード使用料の分配を受ける。（各請求権が担保処分の対象となる場合。）
- Ⅳ～Ⅳ'：担保処分が必要となった場合、レコード製作者に代わって各種請求権の売却先から実演家へアーティスト印税を支払う。

①実演家とレコード製作者との関係

a) 資金調達の目的の明確化

※前述（1）①a) 参照。

b) 専属実演家契約におけるレコード製作者倒産時の取り決めの検討

※前述（１）①c) 参照。

②レコード製作者と金融機関との関係

a) 評価対象とする作品、権利についての検討

b) 各種請求権の資産価値評価の客観性確保

※前述（１）②a) ～b) 参照。

c) 新しい音楽流通インフラに対応した評価手法の検討

d) 原盤印税収入等の情報開示・資産評価への活用

e) オリジネーターの信用力に関する検討

※前述 1.（１）②の d) ～f) 参照。

③レコード製作者とレコード会社との関係

a) レコード製作者から第三者への各種請求権譲渡に対するレコード会社の承諾の条件の検討

担保処分が必要となった場合には、金融機関の同意を得てレコード製作者から第三者へ担保とした各種請求権を売却することとなるため、（１）のスキームと同様の検討が必要となる。

※前述（１）③a) 参照。

④レコード製作者とレコード協会または音楽出版社協会との関係

（特になし）

⑤金融機関と各種請求権の売却先との関係

a) 各種請求権の移転に伴う契約上の権利・義務の明確化

各種請求権の移転に伴って、買い手にアーティスト印税の支払義務が生じるため、（３）の原盤権移転の場合と同様に、権利の移転に伴う契約上の権利・義務を明確化する必要がある。

※前述（３）⑤a) 参照。

⑥レコード会社と各種請求権の売却先との関係

（特になし）

⑦各種請求権の売却先とレコード協会または音楽出版社協会との関係

（特になし）

⑧各種請求権の売却先と実演家との関係

(特になし)

V. 実現の可能性のあるスキームとその課題について

ここでは、IV. を受けて、実現の可能性のあるスキームとするために必要な各契約における取り決めや留意点、課題等について検討する。少しでも実現の可能性のあるスキームとするため、各主体の意向・懸念等を勘案した上で、本来は必要でないと考えられる取り決め等も含めて記載している。

検討対象とするスキームについて、音楽出版社が資金調達する場合は、著作権よりも分配請求権を移転する方が阻害要因が少ないことから、分配請求権を信託設定するスキーム及び分配請求権を担保に融資を受けるスキームを対象とする。

レコード製作者が資金調達する場合は、著作権等管理事業者のような存在がなく、原盤に係る各種権利そのものの移転と印税や使用料等の請求権の移転とでそれほど課題が変わらないことから、レコード製作者が原盤供給契約を締結している場合には原盤に係る各種権利を、原盤譲渡契約を締結している場合には各種請求権を、信託設定あるいは担保設定して資金調達するスキームを対象とする。

1. 音楽出版社が資金調達する場合

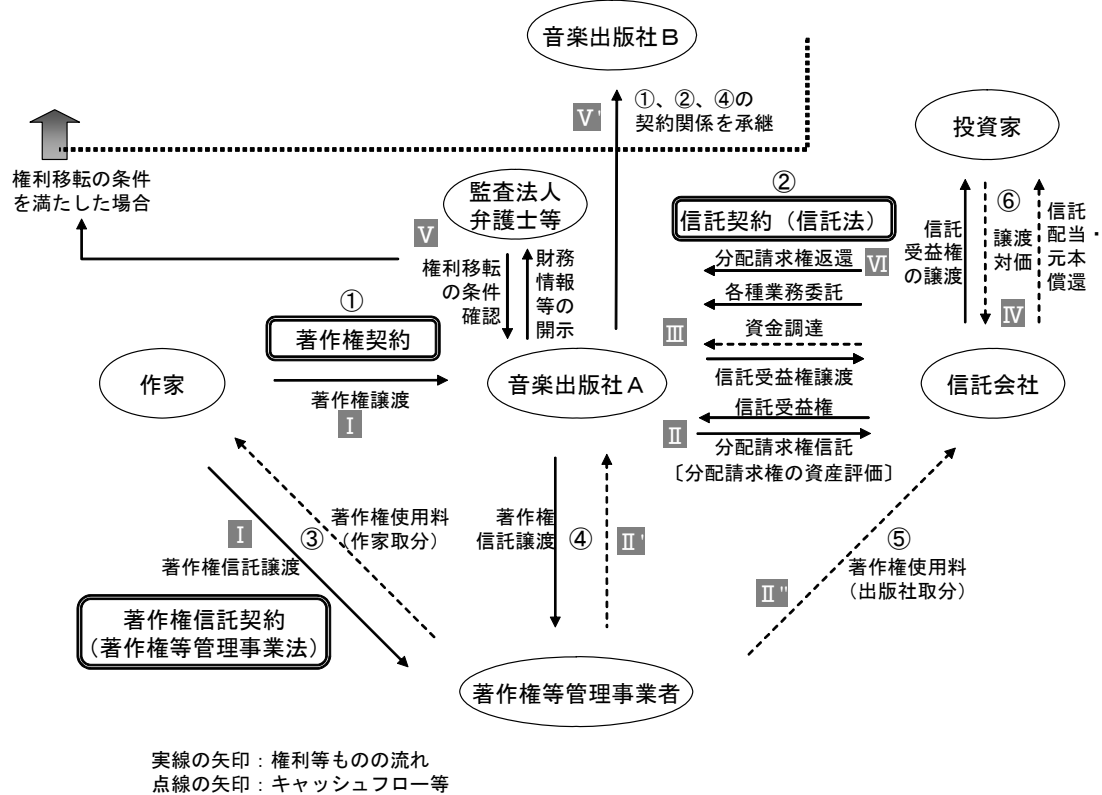
- (1) 著作権使用料の分配請求権をベースに信託方式で資金調達するスキーム
- (2) 著作権使用料の分配請求権を担保に融資を受けるスキーム

2. レコード製作者が資金調達する場合

- (1) 原盤に係る各種権利／各種請求権をベースに信託方式で資金調達するスキーム
- (2) 原盤に係る各種権利／各種請求権を担保に融資を受けるスキーム

1. 音楽出版社が資金調達する場合

(1) 著作権使用料の分配請求権をベースに信託方式で資金調達するスキーム



- I：作家は、音楽出版社と著作権契約を結び、著作権を譲渡する。同時に、著作権等管理事業者と著作権信託契約を結び、著作権等管理事業者から著作権使用料の分配を受ける。
- II：音楽出版社の分配請求権（出版社取分のみ）の資産価値を客観的に評価する。音楽出版社は、信託会社に分配請求権を信託し、信託受益権を取得する。
- II'～II''：音楽出版社は、著作権等管理事業者との著作権信託契約において信託会社への分配請求権譲渡について承諾を得る。信託会社は、音楽出版社との信託契約が終了するまでの間、音楽出版社に代わって著作権等管理事業者から著作権使用料（出版社取分）の分配を受ける。
- III：音楽出版社は信託会社を通じて投資家に信託受益権を譲渡し、資金調達する。信託会社は音楽出版社に対象楽曲の利用開発等の業務を委託する。
- IV：信託会社は、運用の成果を信託配当・信託元本の償還として投資家に支払う。
- V：信託会社が指定する監査法人、弁護士等は、音楽出版社から財務情報等の開示を受け、権利移転の条件に該当がないか確認する。
- V'：信託会社が定める権利移転の条件（一定以上の純資産の減少等）に該当した場合、事前に指定された他の音楽出版社等に著作権を移転し、当該出版社が作家、信託会社、著作権等管理事業者との契約関係を引き継ぐ。
- VI：契約期間満了もしくは償還が完了した場合、信託会社は音楽出版社に分配請求権を返還する。

①作家と音楽出版社との著作権契約

a) 音楽出版社から第三者への分配請求権移転について

- ・音楽出版社から第三者へ著作権使用料の分配請求権を移転、信託設定等する可能性があるが、その場合でも楽曲の利用開発業務を継続する。

b) 分配請求権移転による資金調達の目的の明確化

- ・音楽出版社は、作家が納得できるよう分配請求権の移転による資金調達の目的を明確化する。

c) 対象楽曲の利用開発の促進、作家におけるメリットの検討

- ・音楽出版社は、調達した資金で行う新しい事業において、分配請求権移転の対象となる楽曲の利用開発を促進する。（音楽出版社がインセンティブを失うことなく利用開発を継続することを作家に理解してもらうため。）
- ・音楽出版社は、作家が本スキームに参加するメリットを検討する。
(例) 信託会社から対象となる楽曲の利用開発業務を受託する際に得る手数料収入等の一定割合を、スキームに参加する対価として作家に分配する。／等

d) 第三者への著作権使用料収入等の情報開示

- ・音楽出版社は、作家個人の収入に関わる情報や守秘義務に留意しつつ、第三者による分配請求権の客観的価値評価に必要な範囲で、著作権使用料収入（出版社取分のみ）等のデータを開示できる。

e) 音楽出版社倒産時の取り決め

- ・音楽出版社における破産の宣告、会社の解散決議により契約が解除された場合、他の音楽出版社に著作権を移転し、楽曲の利用開発業務を継続する。

②音楽出版社と信託会社との信託契約

a) 対象となる分配請求権の客観的資産評価について

- ・資産評価機関やガイドライン等を活用して、分配請求権の資産価値を客観的に評価する。

b) 対象となる分配請求権について

- ・信託契約の対象となる分配請求権及びそれに基づき信託会社に分配される著作権使用料収入は音楽出版社取分のみ限定する。

c) 信託期間について

- ・信託期間は、対象となる楽曲の著作権契約残存期間を超えない範囲で設定する。

d) 期間満了前の著作権返還に関する取り決め

- ・期間が満了する前に償還が完了した場合には、期間満了を待たず分配請求権を音楽出版社に返還する。（音楽出版社にとって利用開発を継続するインセンティブとなるため。）

e) 著作権侵害発生時の対応に関する取り決め

- ・信託会社は、JASRAC では対抗措置を取れない権利侵害が発生した場合、対象となる楽曲が他者の著作権を侵害している場合は、音楽出版社に訴訟等の必要な対応をとってもらう。

f) 信託会社から音楽出版社への利用開発業務の委託

- ・音楽出版社は、信託会社からの委託により、対象となる楽曲の利用開発業務を行う。
- ・業務委託にあたり、音楽出版社による利用開発のインセンティブについても検討する。
（例）信託会社から音楽出版社に支払う委託手数料については、著作権使用料収入の増減に応じて歩合制にする。／等

g) 音楽出版社倒産時の楽曲の利用開発に関する取り決め

- ・音楽出版社が倒産した場合、信託会社は他の音楽出版社に楽曲の利用開発業務を委託する義務を負う。

h) 権利移転の条件の設定、条件確認のための情報開示

- ・信託会社が定める権利移転の条件（一定以上の純資産の減少等）に該当した場合は、音楽出版社が倒産していないとしても、信託会社の指定する他の音楽出版社等に著作権を移転し、当該出版社が作家、信託会社、著作権等管理事業者との契約関係を引き継ぐことが可能となることとする。
- ・権利移転の条件に該当がないか確認するため、音楽出版社は信託会社の指定する監査法人、弁護士等に対して、財務情報等必要な情報を開示することとする。

i) 契約期間満了時の取り決めの検討

- ・契約期間満了時に元本償還が完了していない場合、どう対応するかを検討する。
（例）再度条件を検討した上で信託契約を結ぶ（期間を延長する）。／契約期間満了時に、信託設定する分配請求権の資産価値が一定水準より下がっている場合は、信託会社の要望があれば音楽出版社が当該権利を買い戻すこととする。／等

③作家と著作権等管理事業者との著作権信託契約

a) 著作権信託契約の締結（作家が JASRAC メンバーでない場合）

- ・作家が著作権等管理事業者と著作権信託契約を締結していない場合、作家は著作権等管理事業者と当該契約を締結し、著作権等管理事業者から著作権使用料の分配を直接受ける。

④音楽出版社と著作権等管理事業者との著作権信託契約

- ・JASRAC の場合、本スキームに対する作家と音楽出版社の合意があれば、約款の規定の見直しは特に必要なく、運用基準を定める細則等を整備することにより、下記事項に対応することが可能になるものと考えられる。

a) 分配請求権の信託設定を可能とする取り決め（26 条）

- ・分配請求権の信託設定に作家と音楽出版社が合意している場合に限定して、分配請求権の譲渡または質入が可能となることで、音楽出版社等から信託会社等に著作権使用料の分配請求権を譲渡できる。
- ・その際、細則の承諾条件として、下記事項が想定される。
 - 1) 特定の楽曲を使った資金調達を目的とすること
 - 2) JASRAC から作家へ直接著作権使用料（作家取分）を分配すること
 - 3) 分配請求権を信託設定した音楽出版社が第三者を JASRAC との著作権信託契約上の受益者に指定しないこと／等

b) 音楽出版社が破産・解散等した際の取り決め（23 条）

- ・分配請求権の信託設定に作家と音楽出版社が合意している場合に限定して、音楽出版社が破産・解散等した場合、内部の細則等により受託者（JASRAC）が一方的に著作権信託契約を解除しないこととし、事前に指定された他の音楽出版社が当該契約を引き継げるようにする。

c) 分配請求権の分割（26 条）

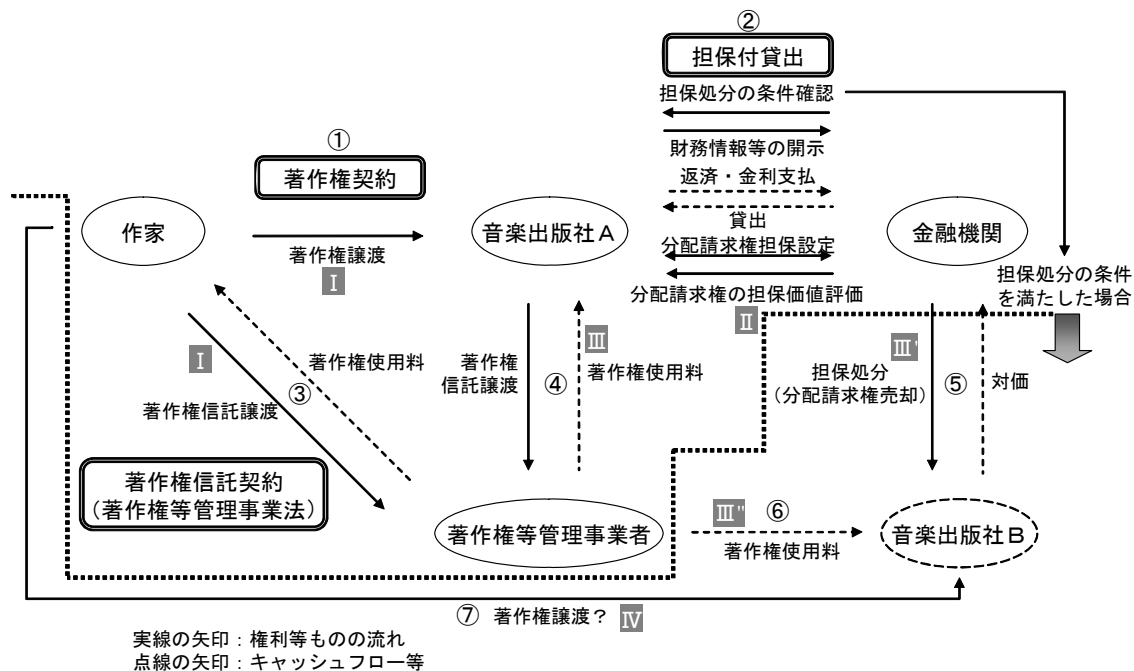
- ・音楽出版社の申し込みにより自らが持つ分配請求権を部分的に第三者に移転できるようになることで、有力楽曲だけを対象として信託設定することが可能となる。

d) 分配請求権を譲渡した場合に音楽出版社が第三者を受益者に指定できないようにする取り決め（3 条 2 項）

- ・分配請求権を譲渡した場合には、音楽出版社が第三者を JASRAC との著作権信託契約上の受益者に指定できないようにすることで、投資家が保護される。

※同時に、出版社と信託会社との信託契約でも取り決めが必要。

(2) 著作権使用料の分配請求権を担保に融資を受けるスキーム



- I：作家は、音楽出版社と著作権契約を結び、著作権を譲渡する。同時に、著作権等管理事業者と著作権信託契約を結び、著作権等管理事業者から著作権使用料の分配を受ける。(音楽出版社が新たに購入・契約締結する権利、既に契約締結している権利のいずれが対象となっても可。)
- II：金融機関は、音楽出版社の分配請求権(出版社取分のみ)の担保価値を評価する。音楽出版社は、著作権等管理事業者の承諾を得て分配請求権を担保設定し、金融機関から融資を受ける。金融機関は、音楽出版社から財務情報等の開示を受け、担保処分の条件に該当がないか確認する。
- III：担保処分の条件に該当があった場合、金融機関は担保権の行使として、音楽出版社に分配請求権を任意売却させ、その対価を得る。
- III'：担保処分の条件に該当があった場合、音楽出版社と著作権等管理事業者との著作権信託契約において、事前に指定された他の音楽出版社に分配請求権が移転する。
- III''：担保処分の条件に該当があった場合、分配請求権を取得した他の音楽出版社は、著作権等管理事業者に著作権使用料の分配を請求し、著作権使用料の分配を受ける。
- IV：音楽出版社において楽曲の利用開発業務を継続することが困難になった場合、分配請求権を取得した他の音楽出版社に著作権を移転し、当該出版社が作家、著作権等管理事業者との契約関係を引き継ぐ。

①作家と音楽出版社との著作権契約

a) 音楽出版社から第三者への分配請求権移転について

- ・音楽出版社から第三者へ著作権使用料の分配請求権を移転、担保設定等する可能性があるが、その場合でも楽曲の利用開発業務を継続する。

b) 分配請求権移転による資金調達の目的の明確化

- ・音楽出版社は、作家が納得できるよう分配請求権の担保設定による資金調達の目的を明確化する。

c) 対象楽曲の利用開発の促進、作家におけるメリットの検討

- ・音楽出版社は、調達した資金で行う新しい事業において、分配請求権担保設定の対象となる楽曲の利用開発を促進する。
- ・音楽出版社は、作家が本スキームに参加するメリットを検討する。

d) 第三者への著作権使用料収入等の情報開示

- ・音楽出版社は、作家個人の収入に関わる情報や守秘義務に留意しつつ、第三者による分配請求権の価値評価に必要な範囲で、著作権使用料収入（出版社取分のみ）等のデータを金融機関等に開示できる。

e) 音楽出版社倒産時の取り決め

- ・音楽出版社における破産の宣告、会社の解散決議により著作権及び著作権信託契約が解除された場合、他の音楽出版社に著作権を移転し、楽曲の利用開発業務を継続する。

②音楽出版社と金融機関との関係

a) 対象となる分配請求権の客観的資産評価について

- ・金融機関は、資産評価機関やガイドライン等を活用して、分配請求権の担保価値を評価する。

b) 対象となる分配請求権について

- ・担保に設定する分配請求権は音楽出版社取分のみ限定する。

c) 融資期間について

- ・融資期間は、対象となる楽曲の著作権契約残存期間を超えない範囲で設定する。

d) 担保処分の条件の設定、条件確認のための情報開示

- ・金融機関が定める担保処分の条件（一定以上の純資産の減少等）に該当した場合は、音

楽出版社が倒産していないとしても担保処分が可能となることとする。

- ・担保処分の条件に該当がないか確認するため、音楽出版社は金融機関に対して、財務情報等必要な情報を開示することとする。
- ・担保処分がなされた場合、金融機関は著作権等管理事業者との著作権信託契約において、他の音楽出版社への分配請求権移転を請求することとする。

e) 楽曲の利用開発業務の継続について

- ・倒産等によって音楽出版社における対象楽曲の利用開発業務の継続が困難になった場合、金融機関は他の音楽出版社に分配請求権を売却するとともに利用開発業務を委託し、場合によっては著作権契約を引き継いでもらうこととする。

③作家と著作権等管理事業者との著作権信託契約

a) 著作権信託契約の締結（作家が JASRAC メンバーでない場合）

- ・作家が著作権等管理事業者と著作権信託契約を締結していない場合、作家と著作権等管理事業者は当該契約を締結し、著作権等管理事業者から著作権使用料の分配を直接受ける。

④音楽出版社と著作権等管理事業者との著作権信託契約

- ・JASRAC の場合、本スキームに対する作家と音楽出版社の合意があれば、約款の規定の見直しは特に必要なく、運用基準を定める細則等を整備することにより、下記事項に対応することが可能になるものと考えられる。

a) 分配請求権の担保設定を可能とする取り決め（26 条）

- ・分配請求権の担保設定に作家と音楽出版社が合意している場合に限定して、分配請求権の譲渡または質入が可能となることで、音楽出版社が著作権使用料の分配請求権を担保として設定できる。
- ・その際、細則の承諾条件として、下記事項が想定される。
 - 1) 特定の楽曲を使った資金調達を目的とすること
 - 2) JASRAC から作家へ直接著作権使用料を分配すること
 - 3) 分配請求権を担保設定した音楽出版社が第三者を受益者に指定しないこと／等

b) 音楽出版社が破産・解散等した際の取り決め（23 条）

- ・分配請求権の担保設定に作家と音楽出版社が合意している場合に限定して、音楽出版社が破産・解散等した場合、JASRAC が一方的に著作権信託契約を解除できないこととし、事前に指定された他の音楽出版社が当該契約を引き継げるようにする。

c) 分配請求権の分割（26条）

- ・音楽出版社の申し込みにより自らが持つ分配請求権を部分的に担保設定（担保処分の際は第三者に移転）できるようになることで、有力楽曲だけを対象として担保設定することが可能となる。

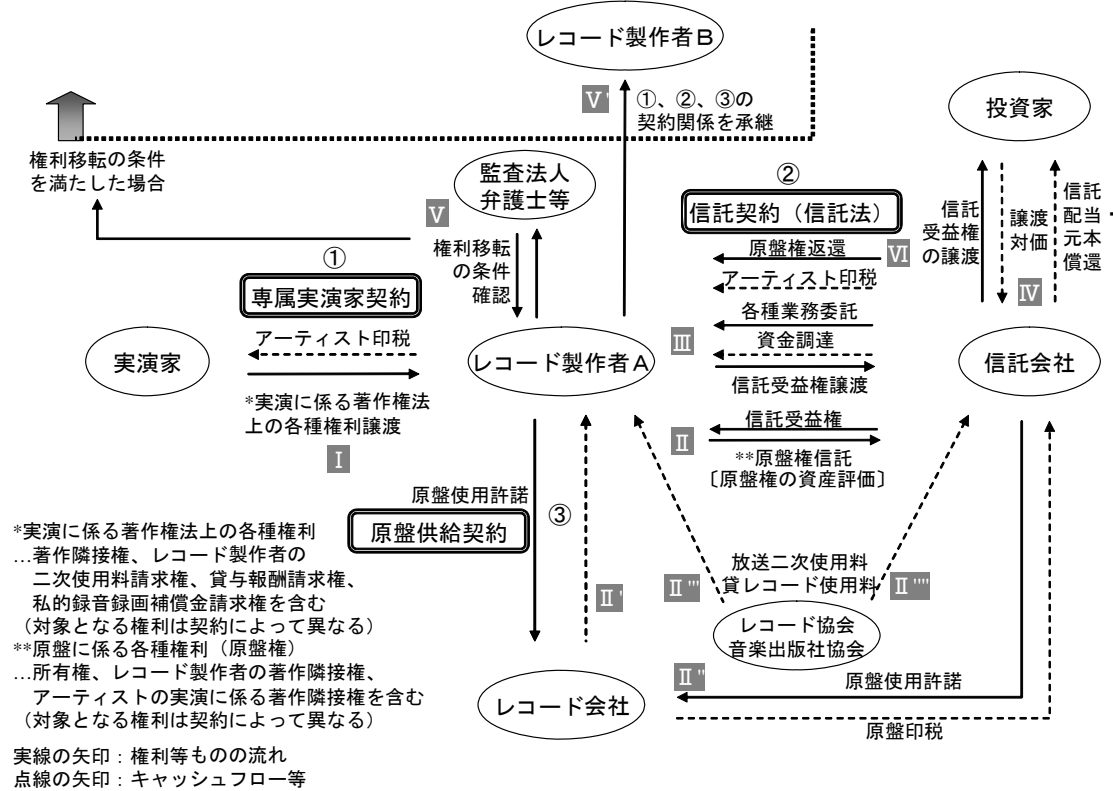
d) 分配請求権を担保設定した場合に第三者を受益者に指定できないようにする取り決め（3条2項）

- ・分配請求権を担保設定した場合には、第三者を受益者に指定できないようにすることで、金融機関が保護される。

※同時に、出版社と金融機関との間でも取り決めが必要。

2. レコード製作者が資金調達する場合

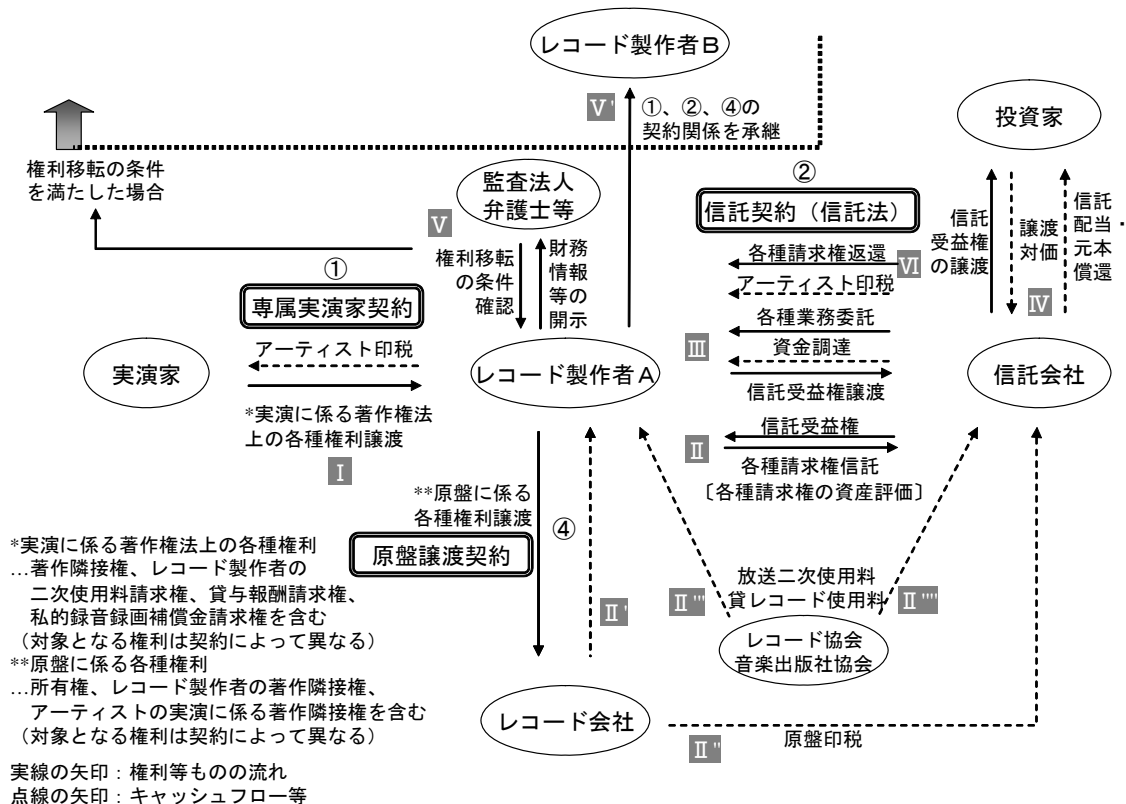
(1) 原盤に係る各種権利／各種請求権をベースに信託方式で資金調達するスキーム
 <レコード製作者が原盤供給契約を結んでいる場合>



- I：実演家は、レコード製作者に実演に係る著作権法上の各種権利（著作隣接権、二次使用料請求権、貸与報酬請求権、私的録音録画補償金請求権等）を譲渡する。
- II：レコード製作者の原盤に係る各種権利（所有権、レコード製作者の著作隣接権、アーティストの実演に係る著作隣接権等）の資産価値を客観的に評価する。レコード製作者は、信託会社に原盤に係る各種権利を信託し、受益権を取得する。
- II'～II''：レコード製作者は、レコード会社との原盤供給契約を一旦解除する。信託会社はレコード製作者との信託契約が終了するまでの間、レコード製作者に代わってレコード会社と原盤供給契約を結び、原盤印税の支払を受ける。
- II'''～II''''：レコード製作者と信託会社の双方が、レコード協会または音楽出版社協会に放送二次使用料及び貸レコード使用料（いずれもレコード製作者取分のみ）分配先の変更を届け出る。レコード製作者に代わって信託会社が、上記団体から各使用料の分配を受ける。（各請求権が信託設定の対象となる場合。）
- III：レコード製作者は、信託会社を通じて投資家に信託受益権を譲渡し、資金調達する。信託会社はレコード製作者にアーティスト印税支払等の業務を委託する。
- IV：信託会社は、運用の成果を信託配当・信託元本の償還として投資家に支払う。

- V：信託会社が指定する監査法人、弁護士等は、レコード製作者から財務情報等の開示を受け、権利移転の条件に該当がないか確認する。
- V'：信託会社が定める権利移転の条件（一定以上の純資産の減少等）に該当した場合、事前に指定された他のレコード製作者等に原盤に係る各種権利を移転し、当該レコード製作者が実演家、信託会社、レコード会社との契約関係を引き継ぐ。
- VI：契約期間満了もしくは償還が完了した場合、信託会社はレコード製作者に原盤に係る各種権利を返還する。

＜レコード製作者が原盤譲渡契約を結んでいる場合＞



- I：実演家は、レコード製作者に実演に係る著作権法上の各種権利（著作隣接権、二次使用料請求権、貸与報酬請求権、私的録音録画補償金請求権等）を譲渡する。
- II：レコード製作者の各種請求権の資産価値を客観的に評価する。レコード製作者は、信託会社に各種請求権を信託し、受益権を取得する。
- II'～II''：信託会社は、レコード製作者に代わって、レコード会社との原盤譲渡契約において、信託会社を原盤印税の支払先とするよう取り決める。信託会社はレコード製作者との信託契約が終了するまでの間、レコード製作者に代わってレコード会社から原盤印税の支払を受ける。
- II'''～II''''：レコード製作者と信託会社の双方が、レコード協会または音楽出版社協会に放送二

次使用料及び貸レコード使用料（いずれもレコード製作者取分のみ）分配先の変更を届け出る。レコード製作者に代わって信託会社が、上記団体から各使用料の分配を受ける。（各請求権が信託設定の対象となる場合。）

Ⅲ：レコード製作者は、信託会社を通じて投資家に信託受益権を譲渡し、資金調達する。信託会社はレコード製作者にアーティスト印税支払等の業務を委託する。

Ⅳ：信託会社は、運用の成果を信託配当・信託元本の償還として投資家に支払う。

Ⅴ：信託会社が指定する監査法人、弁護士等は、レコード製作者から財務情報等の開示を受け、契約関係移転の条件に該当がないか確認する。

Ⅴ'：信託会社が定める契約関係移転の条件（一定以上の純資産の減少等）に該当した場合、事前に指定された他のレコード製作者等が実演家、信託会社、レコード会社との契約関係を引き継ぐ。

Ⅵ：契約期間満了もしくは償還が完了した場合、信託会社はレコード製作者に各種請求権を返還する。

①実演家とレコード製作者との専属実演家契約

a) レコード製作者から第三者への原盤に係る各種権利／各種請求権移転について

- ・レコード製作者から第三者へ原盤に係る各種権利／各種請求権を移転、信託設定等する可能性がある。

b) 原盤に係る各種権利／各種請求権移転による資金調達の目的の明確化

- ・レコード製作者は、原盤に係る各種権利／各種請求権の移転による資金調達の目的を、実演家が納得できるよう明確化する。

c) 実演家におけるメリットの検討

- ・レコード製作者は、実演家が本スキームに参加するメリットを検討する。
(例) 信託会社から対象となる原盤のアーティスト印税支払業務等を受託する際に得る手数料収入等の一定割合を、スキームに参加する対価として実演家に分配する。／信託会社から信託契約期間内のアーティスト印税の支払を一括で受けることとする。／等

d) 第三者への原盤印税収入等の情報開示

- ・レコード製作者は、実演家個人の収入に関わる情報や守秘義務に留意しつつ、第三者による原盤に係る各種権利／各種請求権の客観的価値評価に必要な範囲で、原盤印税収入等のデータを開示する。

e) レコード製作者倒産時の取り決め

- ・レコード製作者における破産の宣告、会社の解散決議により契約が解除された場合、事

前に指定する他のレコード製作者が当該契約を引き継ぎ、実演家は当該レコード製作者よりアーティスト印税の分配を受ける。

②レコード製作者と信託会社との信託契約

a) 対象となる原盤に係る各種権利／各種請求権の客観的資産評価について

- ・資産評価機関やガイドライン等を活用して、原盤に係る各種権利／各種請求権の資産価値を客観的に評価する。

b) 対象となる原盤に係る各種権利／各種請求権について

- ・信託契約の対象となる原盤に係る各種権利／各種請求権は原盤印税収入が安定した旧譜の原盤権を対象とし、レコード製作者取分のみに限定する。

c) 契約期間について

- ・契約期間は5年程度が目安となるものと想定される。

d) 信託会社からレコード製作者への各種業務の委託

- ・レコード製作者は、信託会社からの委託により、対象となる原盤のアーティスト印税支払業務等を行う。

e) レコード製作者倒産時の取り決めについて

- ・レコード製作者が破産・解散等した場合、事前に指定された他のレコード製作者が専属実演家契約、信託契約、原盤供給／譲渡契約を引き継げるようにする。
- ・レコード製作者が破産・解散等した場合、信託会社は事前に指定された他のレコード製作者に原盤の利用開発業務やアーティスト印税支払業務を委託する等、実演家にとって不利益とならないよう留意する。

③レコード製作者とレコード会社との原盤供給契約

a) 原盤に係る各種権利の信託設定を可能とする取り決め

- ・事前にレコード会社の書面による承諾を得ることで、原盤に係る各種権利の譲渡または質入が可能となることとする。

④レコード製作者とレコード会社との原盤譲渡契約

a) 各種請求権の信託設定を可能とする取り決め

- ・事前にレコード会社の書面による承諾を得ることで、各種請求権の譲渡または質入が可能となることとする。

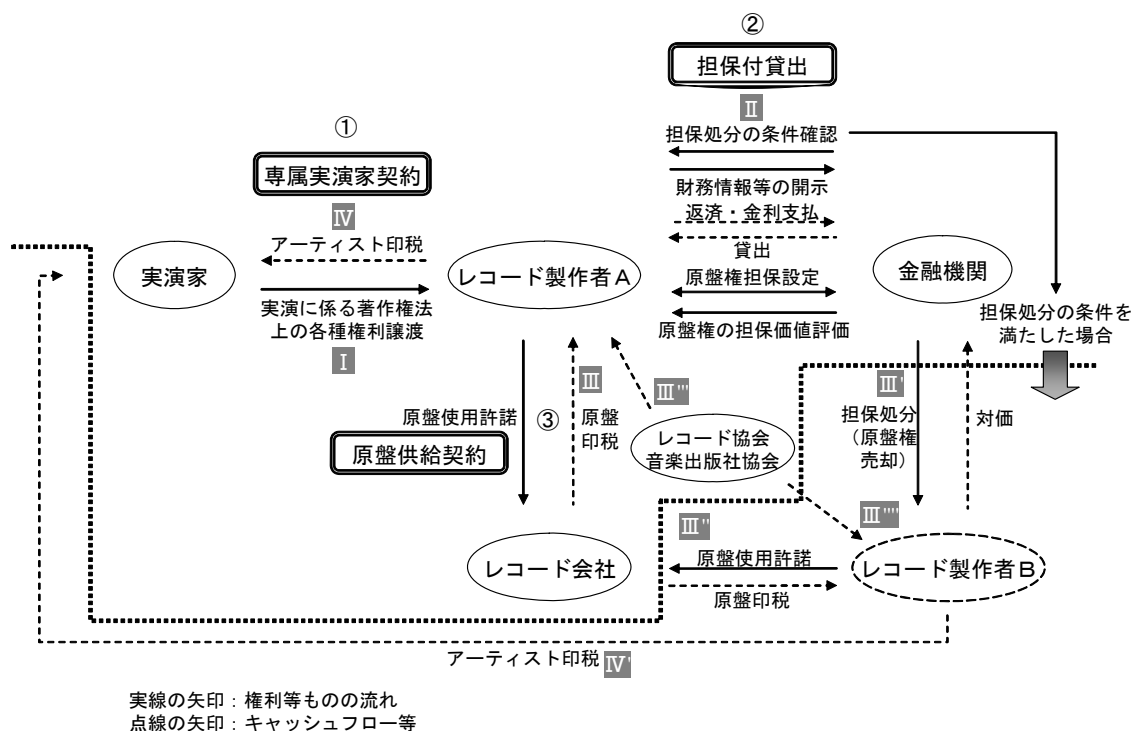
b) レコード製作者が破産・解散等した際の取り決め

- ・レコード製作者が破産・解散等した場合、レコード会社が一方的に原盤譲渡契約を解除できないこととし、事前に指定する他のレコード製作者が当該契約を引き継げるようにする。

c) レコード会社が破産・解散等した際の取り決め

- ・レコード会社が破産・解散等した場合、レコード会社に移転した原盤に係る各種権利が一旦レコード製作者に戻り、事前に指定した他のレコード会社との間で再度契約を結ぶこととする。

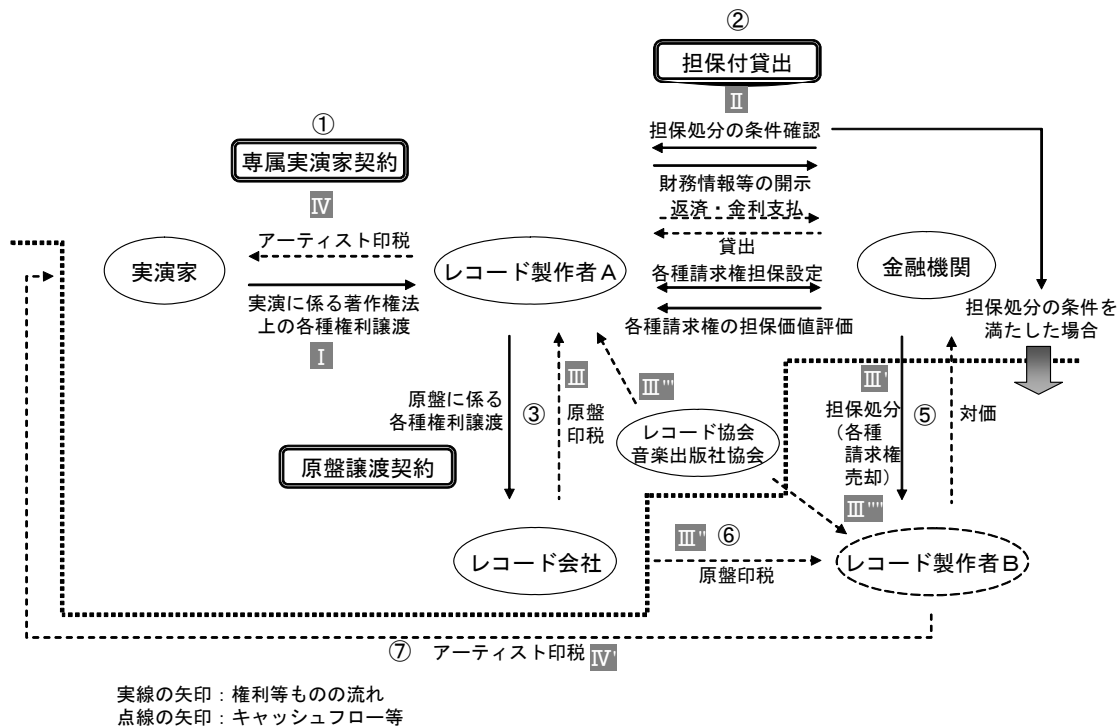
(2) 原盤に係る各種権利／各種請求権を担保に融資を受けるスキーム
 <レコード製作者が原盤供給契約を結んでいる場合>



- I：実演家は、レコード製作者に実演に係る著作権法上の各種権利（著作隣接権、二次使用料請求権、貸与報酬請求権、私的録音録画補償金請求権等）を譲渡する。
- II：金融機関がレコード製作者の原盤に係る各種権利（所有権、レコード製作者の著作隣接権、アーティストの実演に係る著作隣接権等）の担保価値を評価する。レコード製作者は、原盤に係る各種権利を担保として金融機関から融資を受ける。金融機関は、レコード製作者から財務情報等の開示を受け、担保処分の条件に該当がないか確認する
- III：担保処分の条件に該当があった場合、レコード製作者はレコード会社との原盤供給契約において、原盤に係る各種権利の売却先を原盤印税の支払先とするよう取り決める。
- III'：担保処分の条件に該当があった場合、金融機関は担保権の行使として、レコード製作者に原盤に係る各種権利を任意売却させ、その対価を得る。
- III''：担保処分の条件に該当があった場合、原盤に係る各種権利の売却先は、レコード会社と原盤供給契約を結び、原盤印税の支払を受ける。
- III'''～III''''：担保処分の条件に該当があった場合、レコード製作者と原盤に係る各種権利の売却先の双方が、レコード協会または音楽出版社協会に放送二次使用料及び貸レコード使用料（いずれもレコード製作者取分のみ）分配先の変更を届け出る。レコード製作者に代わって原盤に係る各種権利の売却先が、上記団体から各使用料の分配を受ける。（各請求権が担保処分の対象となる場合。）
- IV～IV'：担保処分が必要となった場合、レコード製作者に代わって原盤に係る各種権利の売却

先から実演家へアーティスト印税を支払う。

<レコード製作者が原盤譲渡契約を結んでいる場合>



- I：実演家は、レコード製作者に実演に係る著作権法上の各種権利（著作隣接権、二次使用料請求権、貸与報酬請求権、私的録音録画補償金請求権等）を譲渡する。
- II：金融機関がレコード製作者の各種請求権の担保価値を評価する。レコード製作者は、各種請求権を担保として金融機関から融資を受ける。金融機関は、レコード製作者から財務情報等の開示を受け、担保処分の条件に該当がないか確認する。
- III：担保処分の条件に該当があった場合、レコード製作者はレコード会社との原盤譲渡契約において、各種請求権の売却先を原盤印税の支払先とするよう取り決める。
- III'：担保処分の条件に該当があった場合、金融機関は各種請求権を売却し、対価を得る。
- III''：担保処分の条件に該当があった場合、各種請求権の売却先は、レコード会社から原盤印税の支払を受ける。
- III'''～III''''：担保処分の条件に該当があった場合、レコード製作者と各種請求権の売却先の双方が、レコード協会または音楽出版社協会に放送二次使用料及び貸レコード使用料（いずれもレコード製作者取分のみ）分配先の変更を届け出る。レコード製作者に代わって各種請求権の売却先が、上記団体から各使用料の分配を受ける。（各請求権が担保処分の対象となる場合。）
- IV～IV'：担保処分が必要となった場合、レコード製作者に代わって各種請求権の売却先から実演家へアーティスト印税を支払う。

①実演家とレコード製作者との専属実演家契約

a) レコード製作者から第三者への原盤に係る各種権利／各種請求権移転について

- ・レコード製作者から第三者へ原盤に係る各種権利／各種請求権を移転、担保設定等する可能性がある。

b) 原盤に係る各種権利／各種請求権移転による資金調達の目的の明確化

- ・レコード製作者は、原盤に係る各種権利／各種請求権の移転による資金調達の目的を、実演家が納得できるよう明確化する。

c) 実演家におけるメリットの検討

- ・レコード製作者は、実演家が本スキームに参加するメリットを検討する。

d) 第三者への原盤印税収入等の情報開示

- ・レコード製作者は、実演家個人の収入に関わる情報や守秘義務に留意しつつ、第三者による原盤に係る各種権利／各種請求権の客観的価値評価に必要な範囲で、原盤印税収入等のデータを開示する。

e) レコード製作者倒産時の取り決め

- ・レコード製作者における破産の宣告、会社の解散決議により著作権契約及び著作権信託契約が解除された場合、事前に指定する他のレコード製作者が当該契約を引き継ぎ、実演家は当該レコード製作者よりアーティスト印税の分配を受ける。

②レコード製作者と金融機関との関係

a) 対象となる原盤に係る各種権利／各種請求権の客観的資産評価について

- ・金融機関は、資産評価機関やガイドライン等を活用して、原盤に係る各種権利／各種請求権の資産価値を客観的に評価する。

b) 対象となる各種請求権について

- ・担保に設定する原盤に係る各種権利／各種請求権は原盤印税収入が安定した旧譜の原盤権を対象とし、レコード製作者取分のみに限定する。

c) 融資期間について

- ・融資期間は5年程度が目安となるものと想定される。

d) 担保処分の条件の設定、条件確認のための情報開示

- ・金融機関が定める担保処分の条件（一定以上の純資産の減少等）に該当した場合は、レコード製作者が倒産していないとしても担保処分が可能となることとする。
- ・担保処分の条件に該当がないか確認するため、レコード製作者は金融機関に対して、財務情報等必要な情報を開示することとする。
- ・金融機関は、担保処分の際、原盤の利用開発業務やアーティスト印税の支払を他のレコード製作者に委託する等、実演家にとって不利益とならないよう留意し、場合によっては専属実演家契約を引き継いでもらうこととする。

③レコード製作者とレコード会社との原盤供給契約

a) 原盤に係る各種権利の担保設定を可能とする取り決め

- ・事前にレコード会社の書面による承諾を得ることで、原盤に係る各種権利の譲渡または質入が可能となることとする。

b) レコード製作者が破産・解散等した際の取り決め

- ・レコード製作者が破産・解散等した場合、レコード会社が一方的に原盤供給契約を解除できないこととし、事前に指定された他のレコード製作者が当該契約を引き継げるようにする。

④レコード製作者とレコード会社との原盤譲渡契約

a) 各種請求権の担保設定を可能とする取り決め

- ・事前にレコード会社の書面による承諾を得ることで、各種請求権の譲渡または質入が可能となることとする。

b) レコード製作者が破産・解散等した際の取り決め

- ・レコード製作者が破産・解散等した場合、レコード会社が一方的に原盤譲渡契約を解除できないこととし、事前に指定された他のレコード製作者が当該契約を引き継げるようにする。

c) レコード会社が破産・解散等した際の取り決め

- ・レコード会社が破産・解散等した場合、レコード会社に移転した原盤に係る各種権利が一旦レコード製作者に戻り、事前に指定した他のレコード会社との間で再度契約を結ぶこととする。

VI. まとめ

本調査研究においては、まず音楽著作権及び著作隣接権に関わるビジネスにおける主要な契約（著作権契約、著作権信託契約、専属実演家契約、原盤供給／譲渡契約）を踏まえ、ビジネスモデルの現状と課題を整理した。また、実例を通じて、音楽著作権等の資産評価手法についても検討した。

次に、音楽著作権等を用いて資金調達する際の法律上及び実務上の諸問題について、音楽出版社またはレコード製作者が、それぞれ信託方式あるいは担保融資により資金調達する場合のスキーム（下記）を想定し、各スキームにおける課題を整理した。

- ・音楽出版社が著作権をベースに信託方式で資金調達する場合
- ・音楽出版社が著作権使用料の分配請求権をベースに信託方式で資金調達する場合
- ・音楽出版社が著作権を担保に融資を受ける場合
- ・音楽出版社が著作権使用料の分配請求権を担保に融資を受ける場合
- ・レコード製作者が原盤に係る各種権利をベースに信託方式で資金調達する場合
- ・レコード製作者が各種請求権をベースに信託方式で資金調達する場合
- ・レコード製作者が原盤に係る各種権利を担保に融資を受ける場合
- ・レコード製作者が各種請求権を担保に融資を受ける場合

最後に、上記を通じて実現の可能性のあるスキーム（下記）を探り、資金調達を実現するために必要な各契約における取り決めや留意点、課題等について検討した。

- ・音楽出版社が著作権使用料の分配請求権をベースに信託方式で資金調達するスキーム
- ・音楽出版社が著作権使用料の分配請求権を担保に融資を受けるスキーム
- ・レコード製作者が原盤に係る各種権利／各種請求権をベースに信託方式で資金調達するスキーム
- ・レコード製作者が原盤に係る各種権利／各種請求権を担保に融資を受けるスキーム

今後、これらのスキームを具体化したビジネスの実現が期待される。そのためにも、著作権等の資産評価にあたり、第三者評価機関、ガイドライン等が社会的に確立する必要がある。それによって、今回検討した既存作品の資産評価だけでなく、新たに制作される作品の資産評価が可能となることが望まれる。

さらに、今後は原盤権についても、原盤権を担保に融資を行うスキーム等でレコード製作者がデフォルトとなり担保処分がなされる場合、原盤が廃盤となる場合等に、実演家自らが原盤権を買い取り、インターネット配信等の事業展開を行う可能性も考えられる。

音楽業界がこれらの取組を積み重ねていくことを通じて、音楽業界全体の拡大・発展につながるものと期待される。

<資料編>

- ・著作権契約書（F C A ・ M P A フォーム：A - 1）
- ・著作権信託契約約款
- ・原盤供給契約書（M P A 統一フォーム）
- ・原盤譲渡契約書（安藤和宏「よくわかる音楽著作権ビジネス 実践編」（リットーミュージック）掲載のフォーマット <http://www.septima.co.jp/contract.html>）
- ・専属実演家契約書（安藤和宏「よくわかる音楽著作権ビジネス 実践編」（リットーミュージック）掲載のフォーマット <http://www.septima.co.jp/contract.html>）

本調査研究は、文化庁からの委嘱を受け、株式会社三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングが行ったものである。